

**全国厚生労働関係部局長会議
年金局 説明資料**

**令和3年1月
厚生労働省年金局**

目次

I 年金制度関係

- 1. 年金制度の概況 3
- 2. 年金制度改正について 6
- 3. DCの拠出限度額の見直しについて 21

II 年金事業運営関係

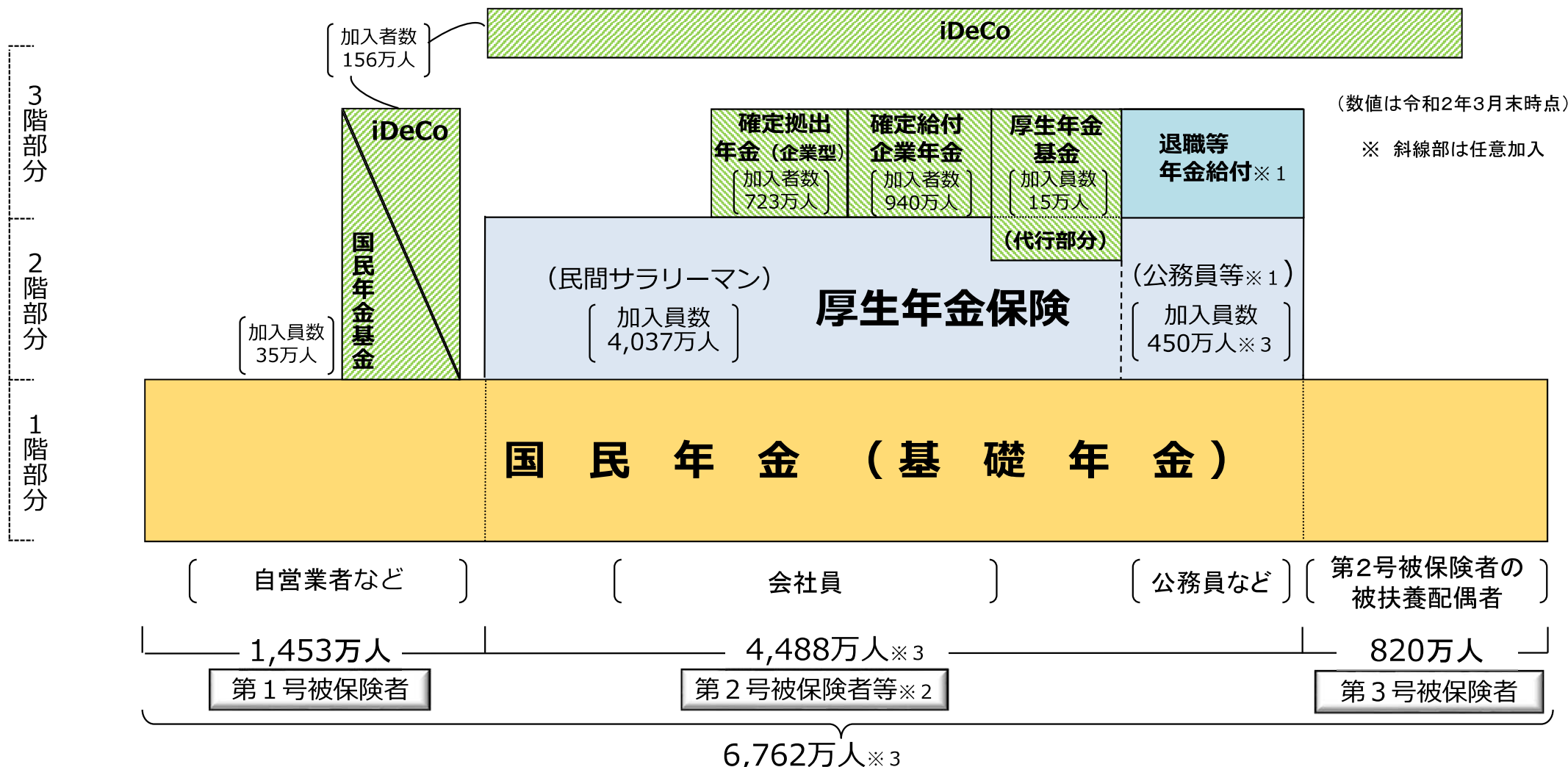
- 1. 新型コロナウイルス感染症対策について 28
- 2. 年金分野における押印の見直しについて 33
- 3. 国民年金保険料の収納対策について 36
- 4. 国民年金事務費交付金について 38
- 5. 国民年金システムの標準化について 45
- 6. 国民年金第1号被保険者に係る申請・届出のオンライン化について 47
- 7. 障害年金における初診日証明方法の周知について 49
- 8. 公的年金分野でのマイナンバー利用について 52

I 年金制度関係

1. 年金制度の概況

年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員等は、これに加え、厚生年金保険に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)
- また、希望する者は、iDeCo(個人型確定拠出年金)等の私的年金に任意で加入し、さらに上乗せの給付を受けることができる。(3階部分)



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

※3 公務員等、第2号被保険者等及び公的年金全体の数は速報値である。

2. 年金制度改革について

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

(令和2年法律第40号、令和2年6月5日公布)

改正の趣旨

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 被用者保険の適用拡大【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年改正法)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】

- ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる(現行500人超→100人超→50人超)。
- ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。
- ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。

2. 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】

- ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定することとする。
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円(令和2年度額)に引き上げる。)

3. 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】

現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間拡大する。

4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等【確定拠出年金法、確定給付企業年金法、独立行政法人農業者年金基金法等】

- ① 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる(※)とともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。
※ 企業型DC: 厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満 個人型DC (iDeCo): 公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満
- ② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下→300人以下)、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。

5. その他【国民年金法、厚生年金保険法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、児童扶養手当法等】

- ① 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
- ② 未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加
- ③ 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ(具体の年数は政令で規定)
- ④ 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し
- ⑤ 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し 等

施行期日

令和4(2022)年4月1日(ただし、1①は令和4(2022)年10月1日・令和6(2024)年10月1日、1②・③は令和4(2022)年10月1日、4①は令和4(2022)年4月1日・同年5月1日等、4②は公布日から6月を超えない範囲で政令で定める日・令和4(2022)年10月1日等、5②・③は令和3(2021)年4月1日、5④は公布日、5⑤は令和3(2021)年3月1日 等)

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の概要

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていくことが重要。

- ① (2016年10月～) **500人超の企業で、月収8.8万円以上等の要件を満たす**短時間労働者に適用拡大。
- ② (2017年4月～) **500人以下の企業で、労使の合意に基づき、企業単位で、**短時間労働者への適用拡大を可能とする。(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする)
- ③ 今回の改正では、**50人超規模の企業まで適用範囲を拡大**。(500人超(現行)→100人超(2022年10月)→50人超(2024年10月))

① 2016年10月～

- (適用拡大前)
- 週30時間以上
- (1) 週労働時間20時間以上
 - (2) 月額賃金8.8万円以上(年収換算で約106万円以上)
(所定労働時間や所定内賃金で判断し、残業時間(代)等を含まない)
 - (3) 勤務期間1年以上見込み
 - (4) 学生は適用除外
 - (5) **従業員500人超の企業等**
(適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定)

② 2017年4月～

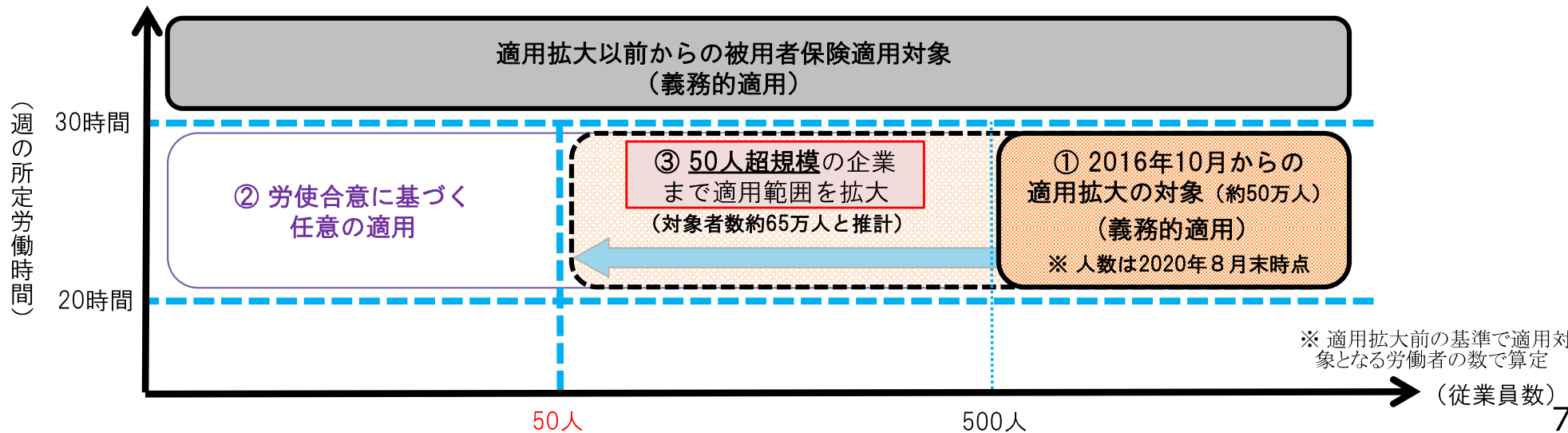
- 500人以下の企業等について、**
- ・民間企業は、**労使合意に基づき、適用拡大を可能に**
 - ・国・地方公共団体は、**適用**

③ 今回の改正内容

- (3) 勤務期間1年以上見込み
→ **実務上の取扱いの現状も踏まえて撤廃**
(フルタイムの被保険者と同様の2ヶ月超の要件を適用)
※ 2022年10月施行
- (5) 従業員 500人超の企業等
→ **50人超規模の企業まで適用範囲を拡大**
(2022年10月)100人超規模の企業まで適用
(2024年10月)50人超規模の企業まで適用

※ その他(1)(2)(4)の要件は現状維持

<被用者保険の適用拡大のイメージ>



※ 適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定

(従業員数)

1. 被用者保険の適用拡大に係る見直し

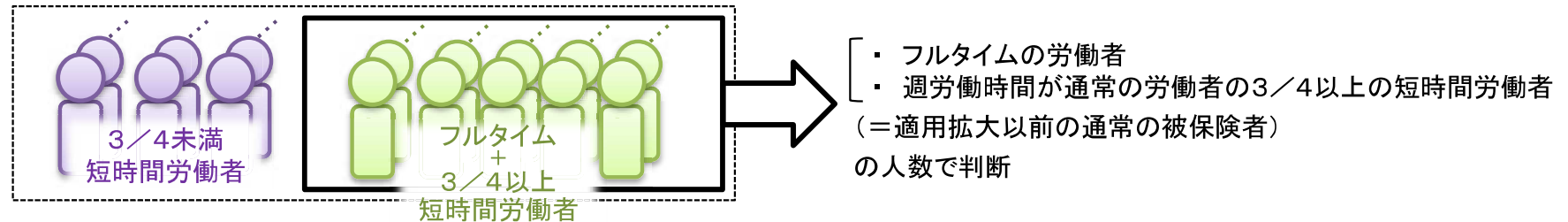
【1】 短時間労働者への適用拡大

(1) 企業規模要件 ⇒ 今回の改正では、50人超規模の企業まで適用するスケジュールを明記する。具体的には、**2024年10月に50人超規模**の企業まで適用することとし、その施行までの間にも、できるだけ多くの労働者の保障を充実させるため、**2022年10月に100人超規模**の企業までは適用する。

(※) 50人超規模の企業まで適用範囲を拡大した場合、新たに適用となる人数は65万人と推計。

(注) 上記の推計は、今後の短時間労働者の増減や賃金動向によっては変わらうもの。

【補足①】 企業規模要件の「従業員数」は、適用拡大以前の通常の被保険者の人数を指し、それ以外の短時間労働者を含まない



【補足②】 月ごとに従業員数をカウントし、直近12か月のうち6か月で基準を上回ったら適用対象となる

(※) 一度適用対象となったら、従業員数が基準を下回っても引き続き適用。ただし被保険者の3/4の同意で対象外となることができる。

【補足③】 従業員数のカウントは、法人なら同一の法人番号を有する全事業所単位、個人事業主なら個々の事業所単位で行う

(2) 労働時間要件 (週20時間) ⇒ まずは週20時間以上労働者への適用を優先するため、**現状維持**とする

【補足】 週20時間の判定は、基本的に契約上の所定労働時間によって行うため、臨時に生じた残業等を含まない

(※) 現行の運用では、実労働時間が2か月連続で週20時間以上となり、なお引き続く見込まれる場合には、3か月目から保険加入。

(3) 賃金要件 (月8.8万円) ⇒ 最低賃金の水準との関係も踏まえて、**現状維持**とする

【補足】 月8.8万円の判定は、基本給及び諸手当によって行う。ただし、残業代・賞与・臨時的な賃金等を含まない

(※) 判定基準に含まれないものの例:

- 臨時に支払われる賃金 (結婚手当等)
- 1月を超える期間ごとに支払われる賃金 (賞与等)
- 時間外労働に対して支払われる賃金、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金 (割増賃金等)
- 最低賃金において算入しないことを定める賃金 (精皆勤手当、通勤手当及び家族手当)

(4) 勤務期間要件 (1年以上) ⇒ 実務上の取扱いの現状も踏まえて撤廃し、フルタイム等の被保険者と同様の **2か月超の要件**を適用する

【補足】 現行制度の運用上、実際の勤務期間にかかわらず、基本的に下記のいずれかに当てはまれば1年以上見込みと扱う

- 就業規則、雇用契約書等その他書面において契約が更新される旨又は更新される場合がある旨が明示されていること
- 同一の事業所において同様の雇用契約に基づき雇用されている者が更新等により1年以上雇用された実績があること

⇒ 適用除外となるのは、契約期間が1年未満で、書面上更新可能性を示す記載がなく、更新の前例もない場合に限られている

(5) 学生除外要件 ⇒ 本格的就労の準備期間としての学生の位置づけ等も考慮し、**現状維持**とする

【2】 非適用業種 (法定16業種以外の個人事業所は非適用) の見直し (令和4 (2022) 年10月施行)

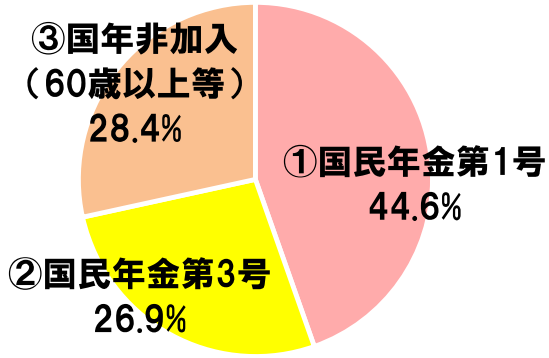
非適用業種 ⇒ 弁護士・税理士・社会保険労務士等の **法律・会計事務を取り扱う土業**については、他の業種と比べても法人割合が著しく低いこと、社会保険の事務能力等の面からの支障はないと考えられることなどから、適用業種に追加

【3】 健康保険の適用拡大

健康保険についても、被用者保険として、厚生年金保険と一体として適用拡大する

※ また、厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付 (医療保険) を適用する。

週20-30時間・月収8.8万円以上のパート労働者の被保険者区分

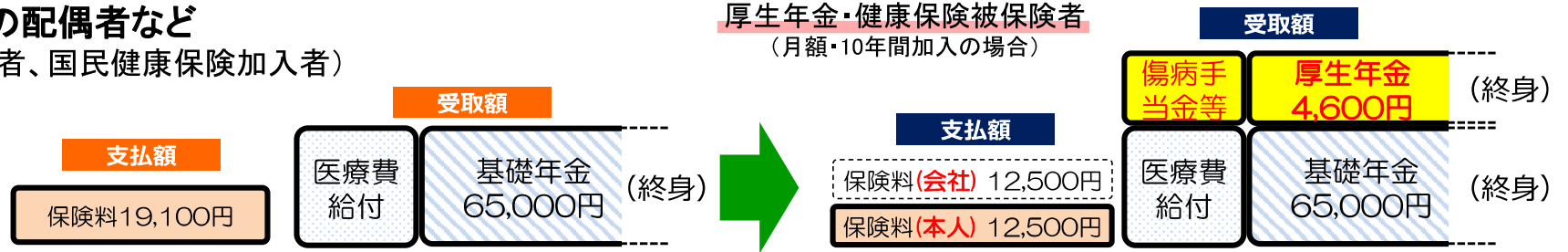


個人の受益と負担

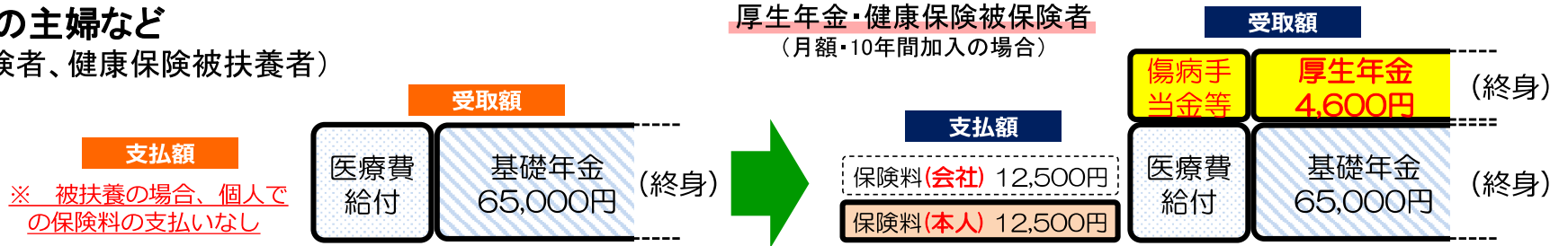
※ 月収8.8万円(年収106万円)の場合

	厚生年金保険料	健康保険料	増える報酬比例部分の年金額 (目安)	医療保険給付
20年間加入	月額8,100円	月額4,400円	月額 9,000円/年額108,600円 × 終身	医療費給付 + 傷病手当金 出産手当金
10年間加入	月額8,100円	月額4,400円	月額 4,600円/年額54,700円 × 終身	
1年間加入	月額8,100円	月額4,400円	月額 500円/年額5,400円 × 終身	

① 単身者、自営業者の配偶者など (国民年金第1号被保険者、国民健康保険加入者)

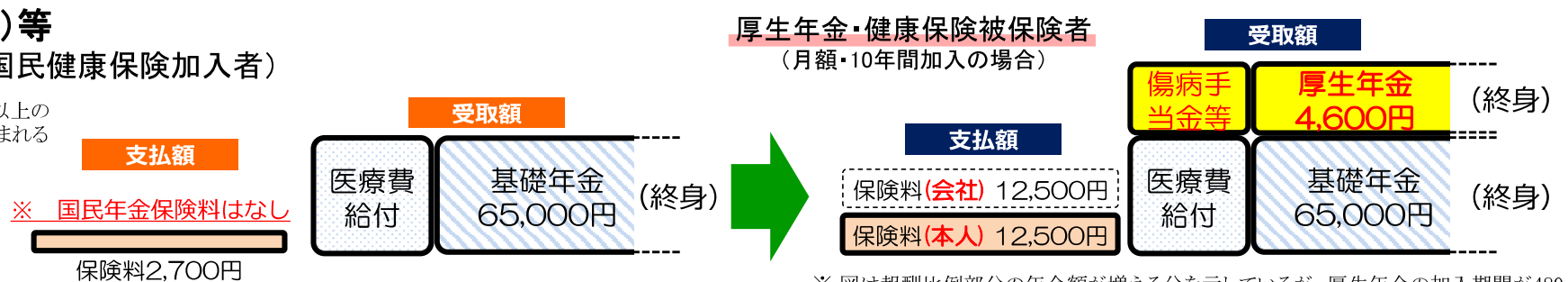


② サラリーマン家庭の主婦など (国民年金第3号被保険者、健康保険被扶養者)



③ 高齢者(60歳以上)等 (国民年金非加入者、国民健康保険加入者)

※ 国民年金非加入者には、60歳以上の者のほか、20歳未満の者等も含まれる

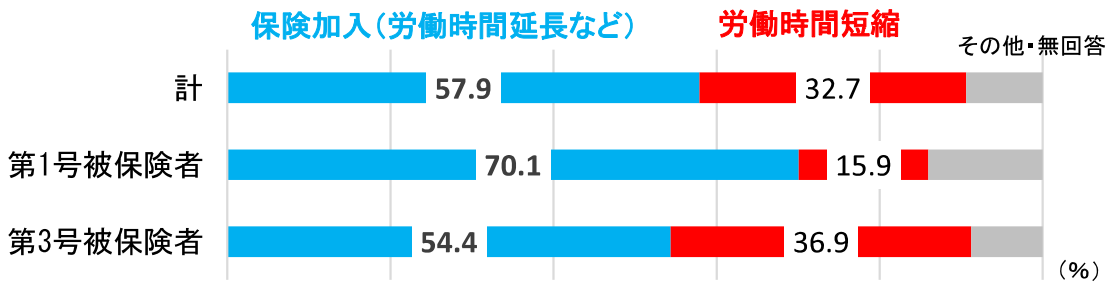


※ 図は報酬比例部分の年金額が増える分を示しているが、厚生年金の加入期間が480月(40年)に満たない者の場合は、更に経過的加算(基礎年金増に相当)が加算される。

適用拡大の労働者への影響について

- 前回の適用拡大の際には、就業調整した人より労働時間を延ばした人の方が多い。
- 実際に適用を受けた短時間労働者の収入は増加傾向。

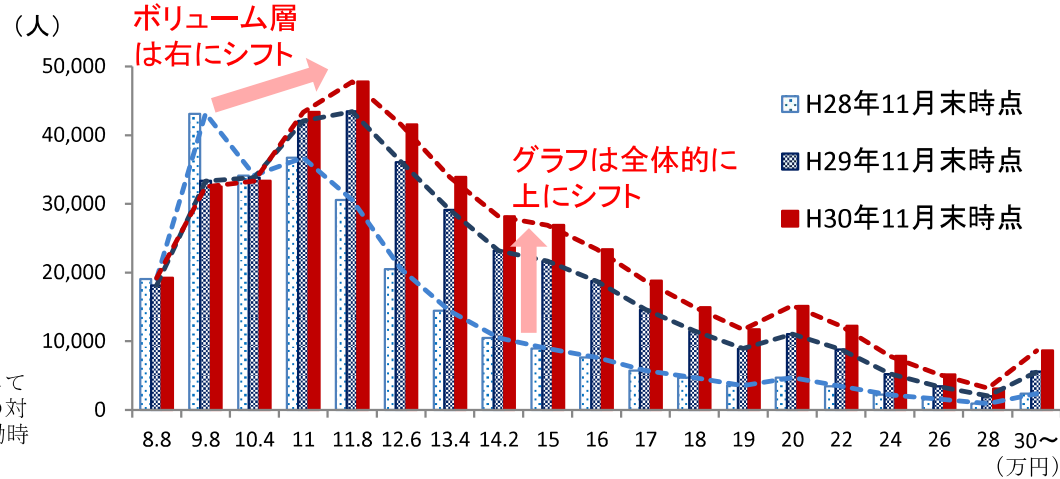
適用拡大に際して働き方を変えた者の具体的な変更内容



(注) 調査に回答した短時間労働者から元々厚生年金加入者だった者を除いた3,323人のうち、適用拡大に際して「働き方が変わった」と回答した15.8% (526人) の内訳の数値。なお、上記3,323人の中には、適用拡大の対象となった者のほか、義務的適用拡大の対象でない企業(従業員500人以下の企業等)に勤務する者、労働時間や賃金などで適用要件をそもそも満たしていない者も含まれる点に留意。

(出所) 労働政策研究・研修機構(JILPT)「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」(2018)

短時間被保険者の標準報酬月額別分布



(出所) 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業月報(速報)」

- 社会保険加入のメリットや働き方の変化について企業が従業員に丁寧に説明することが、就業調整の回避に有効。

前回の適用拡大の対象企業における好事例

- ✓ 社会保険加入のメリットについてパンフレットを作成し説明。厚生年金に加入すると、退職後に年金としてどの程度受け取れるのか、計算できる簡易シミュレーターを使って個別に相談。手取り給与を減らさないためには、労働時間をどの程度増やせばいいか、マトリックスを使って説明し、労働時間を増やす方向に誘導することで、会社としての総労働時間減少を食い止めた。【小売業】
- ✓ 全国の人事担当者向けに会議にて制度の周知をはかった。対象者に対し、個別に文章と日本年金機構のリーフレットを配布し、制度の周知をはかった。社会保険加入を機に、1日の所定労働時間の延長を提案した。【運輸業】
- ✓ 加入要件を満たす可能性がある全ての短時間労働者と面談を行い、社会保険に加入するか、労働時間を短縮するなどして加入しないこととするか、その利点と不利益な点を含め、個別に説明することに時間を要した。結果として、短時間労働者が労働時間を短縮する等、労働時間の確保に対する影響は軽微であった。【飲食業】

(出所) 厚生労働省実施の企業アンケート(2019年2~3月)中、2016年10月からの適用拡大の対象企業(大企業)の回答より(※趣旨を変えずに文章を縮約している部分がある)

➡ 適用拡大を更に進めるに当たり、労働者本人への周知・企業から従業員への説明支援のための取組を行う。

被用者保険の非適用業種の見直し

- ・ 常時1名以上使用される者がいる、法人事業所 (A) …… **強制適用**
- ・ 常時5名以上使用される者がいる、法定16業種に該当する個人の事業所 (B) …… **強制適用**
- ・ 上記以外 (C) …… **強制適用外** (労使合意により任意に適用事業所となることは可能=**任意包括適用**)

	法人	個人事業主	
		常時5人以上の者を使用する事業所	5人未満の事業所
法定16業種 (※)	強制適用事業所 (A)	(B)	
上記以外の業種 (非適用業種) 例：農業・林業・漁業 士業 (弁護士等) 宿泊業、飲食サービス業 娯楽業、警備業、政治・経済・文化団体、宗教 等	(A)		(C) 任意包括適用

※ 健康保険法3条3項1号及び厚生年金保険法6条1項1号に規定する以下の業種。

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ① 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業 | ⑨ 金融又は保険の事業 |
| ② 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業 | ⑩ 物の保管又は賃貸の事業 |
| ③ 鉱物の採掘又は採取の事業 | ⑪ 媒介周旋の事業 |
| ④ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業 | ⑫ 集金、案内又は広告の事業 |
| ⑤ 貨物又は旅客の運送の事業 | ⑬ 教育、研究又は調査の事業 |
| ⑥ 貨物積みおろしの事業 | ⑭ 疾病の治療、助産その他医療の事業 |
| ⑦ 焼却、清掃又はと殺の事業 | ⑮ 通信又は報道の事業 |
| ⑧ 物の販売又は配給の事業 | ⑯ 社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める更生保護事業 |

強制適用事業所 …… 約237万事業所

任意包括適用事業所 …… 約9万事業所

注：適用事業所数は、2020年8月末現在

【見直し内容】 (令和4 (2022) 年10月施行)

- 弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う士業 (※) を適用業種に追加する。
(※ 弁護士・司法書士・行政書士・土地家屋調査士・公認会計士・税理士・社会保険労務士・弁理士・公証人・海事代理士)

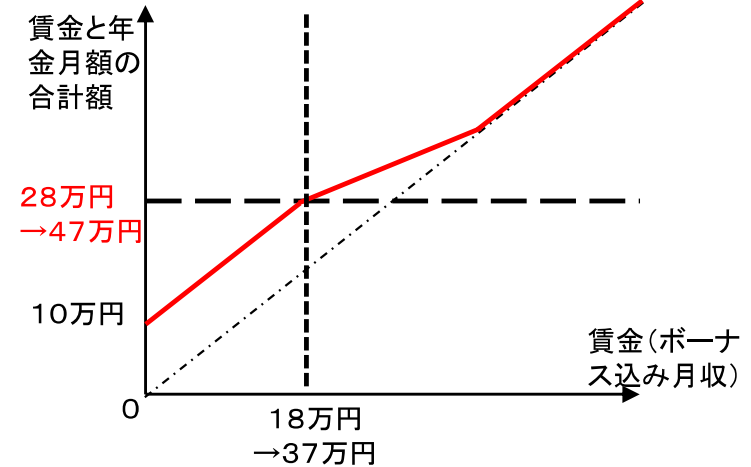
在職老齢年金制度の見直し

【見直し内容】(令和4(2022)年4月施行)

- **60～64歳の在職老齢年金制度(低在老)**について、
 - ・ 就労に与える影響が一定程度確認されている
 - ・ 2030年度まで支給開始年齢の引上げが続く女性の就労を支援する
 - ・ 制度を分かりやすくする
 といった観点から、支給停止の基準額を**28万円**から、**現行の65歳以上の在職老齢年金制度(高在老)と同じ「47万円」に引き上げる。**

※ 男性は2025年度まで、女性は2030年度までの経過的な制度であるため、見直しによる長期的な財政影響は極めて軽微。

イメージ図(※)年金額は10万円と仮定



【60～64歳の在職老齢年金制度(低在老)】(2022年度末推計)

(※1)対象者数に、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。
 (※2)「基本月額」が全額支給停止となる人数であり、在職老齢年金制度による支給停止の対象とならない繰り上げた基礎年金等を受給している者を含んでいることに留意が必要。

	見直し内容・考え方	支給停止対象者数(※1)	うち全額支給停止の対象者数(※2)	支給停止対象額
現行	基準額は28万円 ・ 夫婦2人の標準的な年金額相当を基準として設定。 2000年改正当時のモデル年金額に、2003年度からの総報酬制の施行を勘案して2004年度に設定。	(2022年度末推計) 約37万人 (在職受給権者の51%)	(2022年度末推計) 約16万人 (約22%)	(2022年度末推計) 約2,600億円
見直し	基準額を47万円に引上げ ・ 現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含む。)を基準として設定。(高在老と同じ)	(2022年度末推計) 約11万人 (在職受給権者の15%)	(2022年度末推計) 約5万人 (約7%)	(2022年度末推計) 約1,000億円

【65歳以上の在職老齢年金制度(高在老)】(2018年度末)

(※1)対象者数に、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。
 (※2)「基本月額」が全額支給停止となる人数であり、在職老齢年金制度による支給停止の対象とならない基礎年金等を受給している者を含んでいることに留意が必要。

	考え方	支給停止対象者数(※1)	うち全額支給停止の対象者数(※2)	支給停止対象額
現行	基準額は47万円 ・ 現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含む。)を基準として設定。 1998年度末の現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含まない)に、2003年度からの総報酬制の施行を勘案して2004年度に設定。 (法律上は2004年度価格で「48万円」。)	(2018年度末) 約41万人 (在職受給権者の17%)	(2018年度末) 約20万人 (約8%)	(2018年度末) 約4,100億円

※ 高齢期の就労と年金の調整については、年金制度だけでなく、税制での対応や各種社会保障制度における保険料負担等での対応を併せて、引き続き検討していく。

在職定時改定の導入

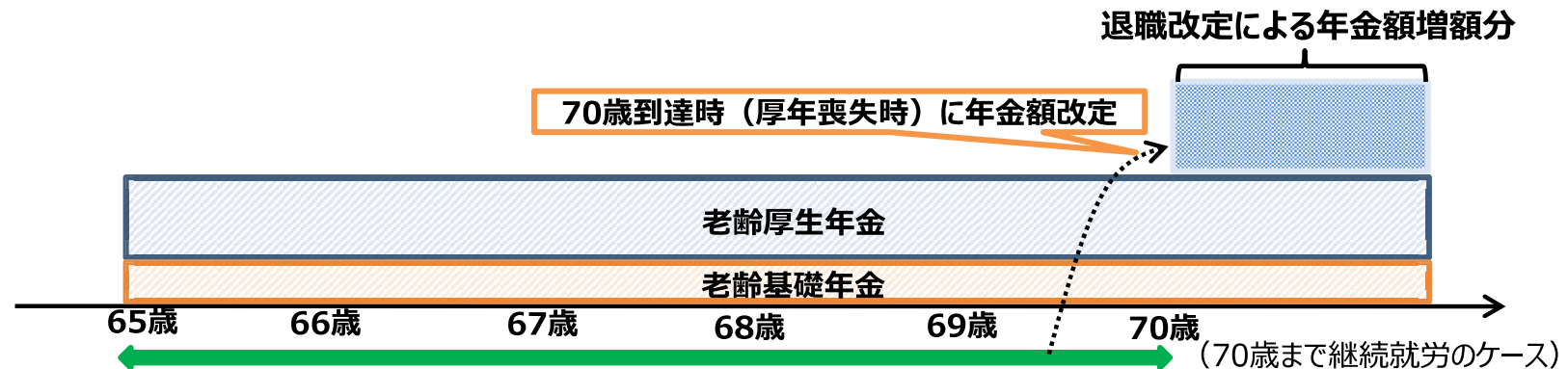
【見直しの趣旨】

- 老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、資格喪失時（退職時・70歳到達時）に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定している（いわゆる退職改定）。
- 高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図る。

【見直し内容】（令和4（2022）年4月施行）

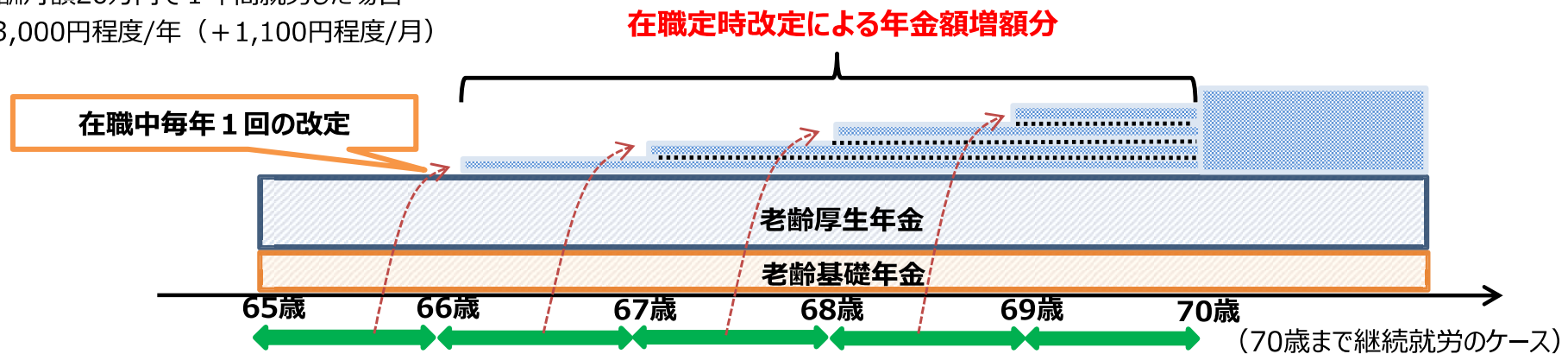
- 65歳以上の者については、在職中であっても、年金額の改定を定時に行う（毎年1回、10月分から）。

【現行】



【見直し内容】

- ・標準報酬月額20万円で1年間就労した場合
⇒ +13,000円程度/年（+1,100円程度/月）



受給開始時期の選択肢の拡大

【見直しの趣旨】

- 公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。
 - 65歳より早く受給開始した場合（繰上げ受給） → 年金額は減額（1月あたり▲0.5%、最大▲30%）
 - 65歳より後に受給開始した場合（繰下げ受給） → 年金額は増額（1月あたり+0.7%、最大+42%）
- 高齢期の就労の拡大等を踏まえ、高齢者が自身の就労状況等に合わせて年金受給の方法を選択できるよう、繰下げ制度について、より柔軟で使いやすいものとするための見直しを行う。

【見直し内容】（（1）令和4（2022）年4月施行、（2）令和5（2023）年4月施行）

（1）繰下げ受給の上限年齢の引上げ

- 現行70歳の繰下げ受給の上限年齢を75歳に引き上げる（受給開始時期を60歳から75歳の間で選択可能）。（改正法施行時点で70歳未満の者について適用）
- 繰上げ減額率は1月あたり▲0.4%（最大▲24%）、繰下げ増額率は1月あたり+0.7%（最大+84%）。（それぞれの期間内において、数理的に年金財政上中立を基本として設定）
- 上限年齢（現行70歳）以降に請求する場合の上限年齢での繰下げ制度についても、連動して75歳に見直す。（75歳以降に繰下げ申出を行った場合、75歳に繰下げ申出があったものとして年金を支給することとする）

（2）70歳以降に請求する場合の5年前時点での繰下げ制度の新設

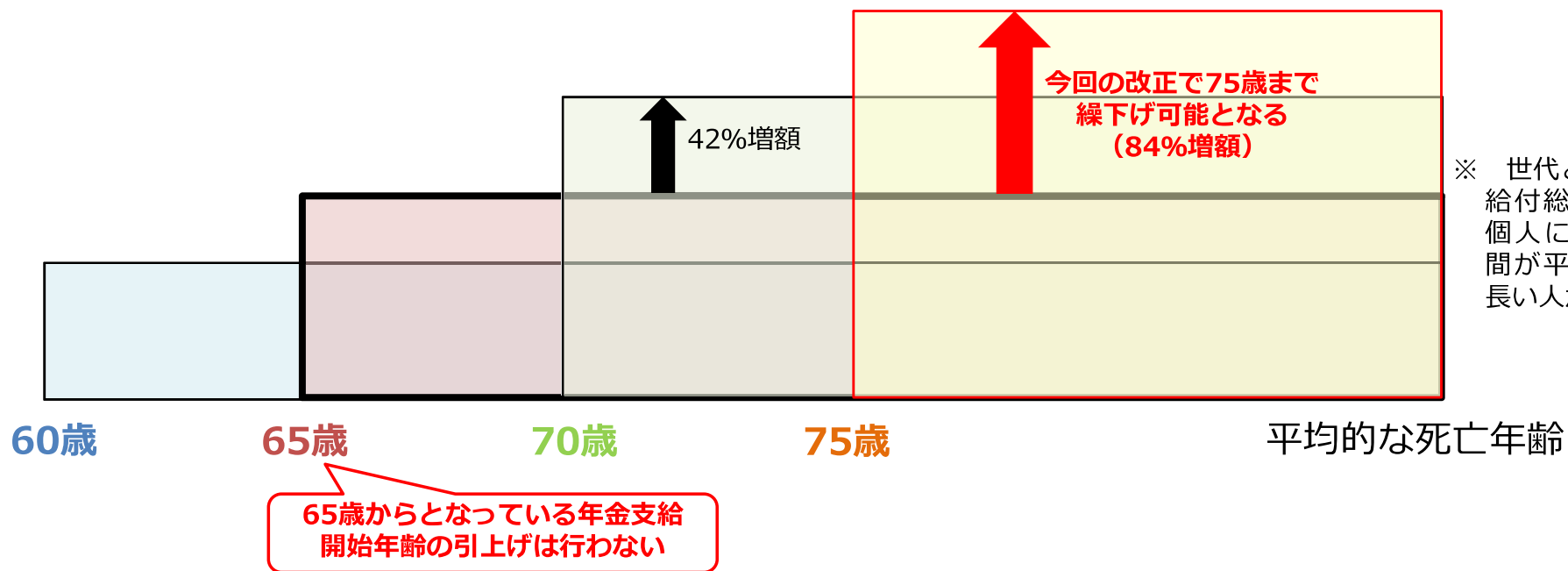
- 70歳以降80歳未満の間に請求し、かつ請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定に当たっては、5年前に繰下げ申出があったものとして年金を支給する。（繰下げ上限年齢を70歳から75歳に引き上げることに伴い、5年以上前の時効消滅した給付分に対応する繰下げ増額）

※ 国共済・地共済・私学共済の退職年金についても、現行70歳の繰下げ受給の上限年齢を75歳に引き上げる（受給開始時期を60歳から75歳の間で選択可能）等の見直しを行う。

受給開始時期(繰上げ・繰下げ受給制度)の選択肢の拡大について

- 現在、公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。65歳より早く受給を開始した場合（繰上げ受給）には、年金月額が減額（最大30%減額）となる一方、65歳より後に受給を開始した場合（繰下げ受給）には、年金月額は増額（最大42%増額）となる。
- 今回の改正で、この受給開始時期の上限を、**70歳から75歳に引き上げる**。75歳から受給を開始した場合には、年金月額は84%増額となる。（令和4年4月施行）

- ※ 繰上げによる減額率・繰下げによる増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立となるよう設定されている。
- ※ 繰下げについては、66歳到達以降に選択することができる。
- ※ 改正後の繰下げについては、令和4年4月1日以降に70歳に到達する方が対象となる。



※ 世代としての平均的な給付総額を示しており、個人によっては受給期間が平均よりも短い人、長い人が存在する。

(参考) 繰上げ・繰下げによる減額・増額率

減額率・増額率は請求時点（月単位）に応じて計算される。

・ 繰上げ減額率 = $0.5\% \times$ 繰り上げた月数（60歳～64歳） ※繰上げ減額率は令和4年4月1日以降、60歳に到達する方を対象として、1月あたり0.4%に改正予定。

・ 繰下げ増額率 = $0.7\% \times$ 繰り下げた月数（66歳～75歳）

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
減額・増額率 (改正後)	70% (76%)	76% (80.8%)	82% (85.6%)	88% (90.4%)	94% (95.2%)	100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%	150.4%	158.8%	167.2%	175.6%	184% 16

確定拠出年金の加入可能要件の見直し等

1. 確定拠出年金(DC)の加入可能年齢の引上げ

(1) 企業型確定拠出年金(企業型DC)

○ 企業が従業員のために実施する退職給付制度である企業型DCについては、現行は厚生年金被保険者のうち65歳未満のものを加入者とすることができる(60歳以降は60歳前と同一事業所で継続して使用される者に限られる)が、企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするとともに、確定給付企業年金(DB)との整合性を図るため、厚生年金被保険者(70歳未満)であれば加入者とすることができるようにする。

(2) 個人型確定拠出年金(個人型DC(iDeCo))

○ 老後のための資産形成を支援するiDeCoについては、現行は国民年金被保険者の資格を有していることに加えて60歳未満という要件があるが、高齢期の就労が拡大していることを踏まえ、国民年金被保険者(※)であれば加入可能とする。

(※)国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者:60歳未満、②第2号被保険者:65歳未満、③第3号被保険者:60歳未満、④任意加入被保険者:保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっている。

2. 受給開始時期等の選択肢の拡大

(1) 確定拠出年金(企業型DC・個人型DC(iDeCo))

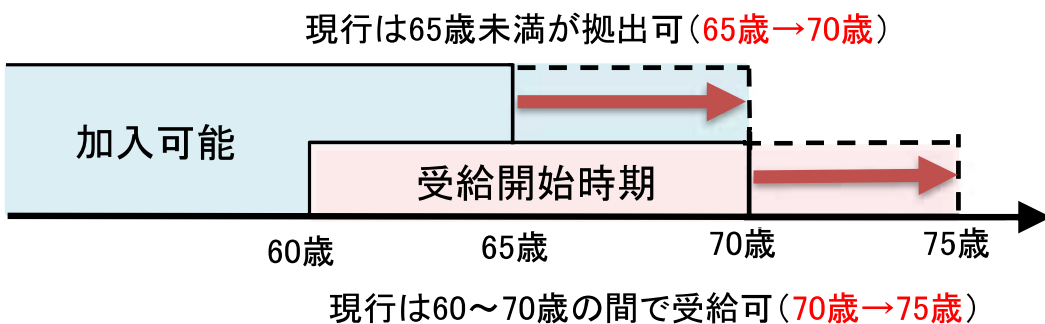
○ DCについては、現行は60歳から70歳の間で各個人において受給開始時期を選択できるが、公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大に併せて、上限年齢を75歳に引き上げる。

(2) 確定給付企業年金(DB)

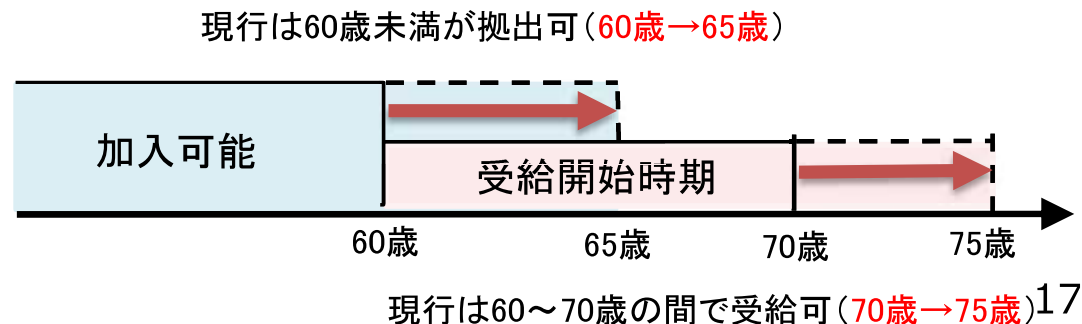
○ DBについては、一般的な定年年齢を踏まえ、現行は60歳から65歳の間で労使合意に基づく規約において支給開始時期を設定できるが、企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするため、支給開始時期の設定可能な範囲を70歳までに拡大する。

【DCの加入可能年齢の引上げと受給開始時期の選択肢の拡大】

<企業型DC>



<個人型DC(iDeCo)>



公的年金・私的年金の加入・受給の全体像

(黒字は現行、赤字が見直し案)

		20 ^(※1) ～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～	
公的年金	(1) 国民年金被保険者	→ (※2) →				
	(2) 厚生年金被保険者	→				
	(3) 受給開始時期の選択		← 繰上げ	繰下げ →	→ 上限年齢を75歳へ	
私的年金	DB	(1) 確定給付企業年金 (DB) の加入者	→			
		(2) 確定給付企業年金 (DB) の支給開始時期の設定		← 60～65(⇒70)歳の規約で定める年齢	→	繰下げも可
	DC	(3) 企業型確定拠出年金 (企業型DC) の加入者	→ (※3)		→	
		(4) 個人型確定拠出年金 (個人型DC (iDeCo)) の加入者	→ (※2)			
		(5) 確定拠出年金 (DC) の受給開始時期の選択		←	→	→ 上限年齢を75歳へ

※1: 20歳未満の者についても適用事業所に使用される場合は被保険者となる。

※2: 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者: 60歳未満、②第2号被保険者: 65歳未満、③第3号被保険者: 60歳未満、④任意加入被保険者: 保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっている。

※3: 60歳以降は60歳前と同一事業所で継続して使用される者に限られる。

確定拠出年金の制度面・手続面の改善

1. 中小企業向け制度(簡易型DC・iDeCoプラス)の対象範囲の拡大

- 中小企業における企業年金の実施率は低下傾向にあることから、中小企業向けに設立手続を簡素化した「簡易型DC」や、企業年金の実施が困難な中小企業がiDeCoに加入する従業員の掛金に追加で事業主掛金を拠出することができる「中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)」について、制度を実施可能な従業員規模を現行の100人以下から300人以下に拡大する。

2. 企業型DC加入者の個人型DC(iDeCo)加入の要件緩和【下図参照】

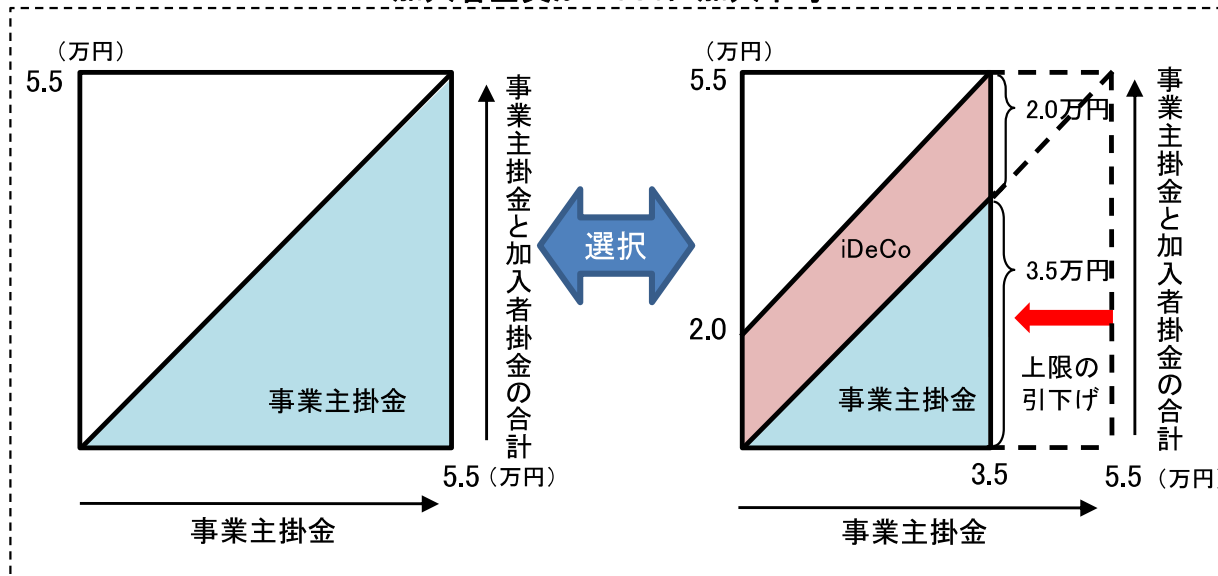
- 企業型DC加入者のうちiDeCo(月額2.0万円以内)に加入できるのは、拠出限度額(DC全体で月額5.5万円以内)の管理を簡便に行うため、現行はiDeCoの加入を認める労使合意に基づく規約の定めがあって事業主掛金の上限を月額5.5万円から3.5万円に引き下げた企業の従業員に限られている。ほとんど活用されていない現状にあることから、掛金の合算管理の仕組みを構築することで(※)、規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、iDeCo(月額2.0万円以内)に加入できるように改善を図る。

(※)事業主掛金を管理する企業型DCの記録関連運営管理機関と、iDeCo掛金を管理する国民年金基金連合会との情報連携で対応する。また、各加入者のiDeCo掛金の拠出可能見込額について、企業型DCの加入者向けのウェブサイトに表示する。

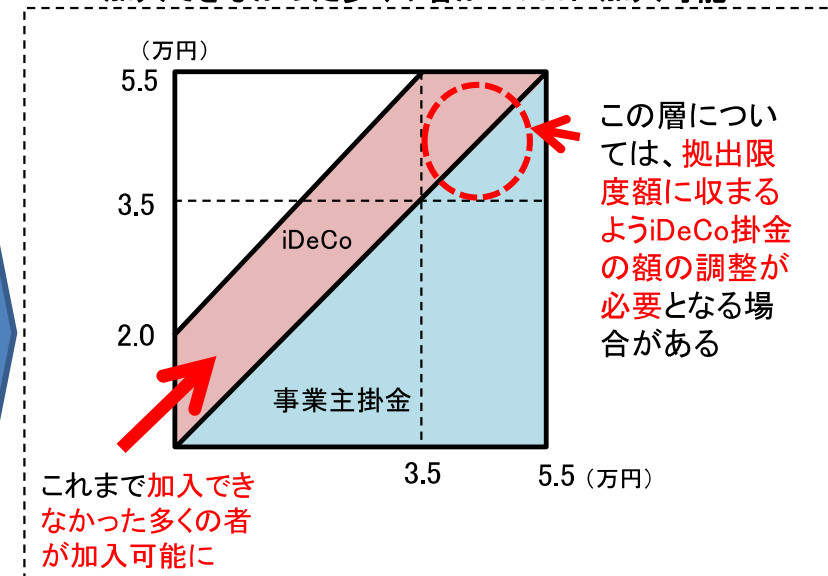
3. その他の改善

- 企業型DCの規約変更、企業型DCにおけるマッチング拠出とiDeCo加入の選択、DCの脱退一時金の受給、制度間の年金資産の移換、DCの運営管理機関の登録について、手続の改善を図る。

<現行>iDeCoの加入を認める労使合意に基づく規約の定め等がなければ、加入者全員がiDeCoに加入不可



<見直し案>規約の定め等を不要とすることで、これまで加入できなかった多くの者がiDeCoに加入可能



※ 企業型DCと確定給付型を実施している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

その他の制度改正事項及び業務運営改善事項

- 厚生年金保険の適用除外要件の見直し
- 未婚のひとり親等の申請全額免除基準への追加
- 脱退一時金制度の見直し
- 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し等
- 国民年金手帳から基礎年金番号通知書（仮称）への切替え
- 厚生年金保険法における日本年金機構の調査権限の整備
- 年金担保貸付事業の廃止

3. DCの拠出限度額の見直しについて

DBとDCの拠出・給付の仕組み

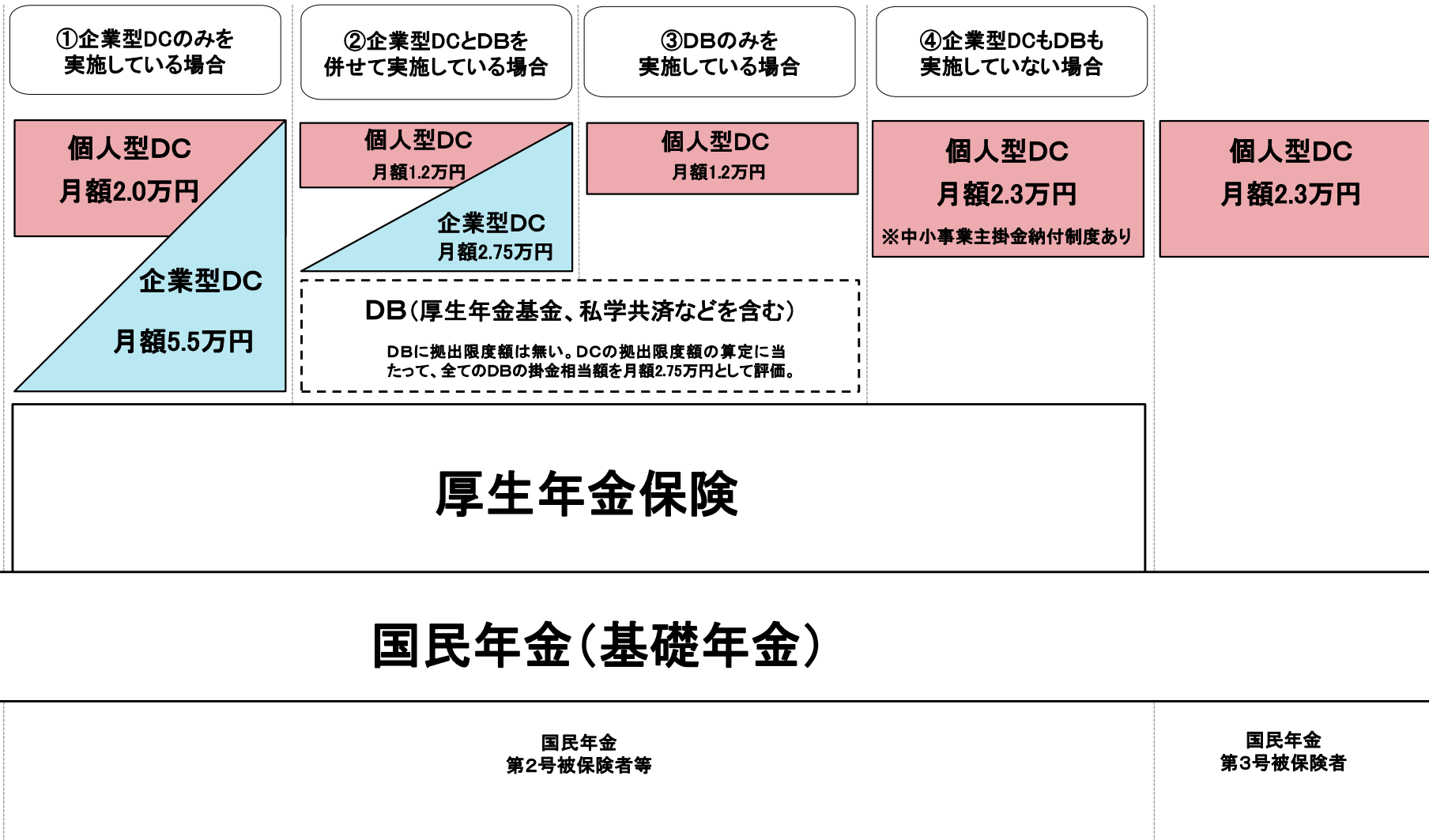
- 確定給付企業年金(DB)は、適格退職年金や厚生年金基金を継承した給付建ての制度として創設された。
- 確定拠出年金(DC)は、米国401(k)を参考にしつつ、貯蓄との違いを考慮した拠出建ての制度として創設された。
- DBは、適格退職年金や厚生年金基金の移行の受け皿としての位置付けであったことから、両制度の特徴を承継している。一方、DCは、資産が老後所得となることを担保するための措置として、中途引き出しの原則禁止等の特徴を持つ。
- DBとDCとでは、制度創設の経緯を反映して、拠出や給付の仕組みが異なっているが、公的年金の給付と相まって国民の老後の所得確保を図るという制度の目的は共通している。

		確定給付企業年金(DB)	確定拠出年金(DC)	
拠出の仕組み	掛金	事業主拠出 (加入者も事業主掛金を超えない範囲で拠出可能) ※拠出限度額なし(ただし、加入者掛金の非課税枠は年間4万円まで(生命保険料控除))	【企業型】 事業主拠出 (加入者も事業主掛金を超えない範囲で拠出可能) ※拠出限度額あり	【個人型(iDeCo)】 加入者拠出 (中小企業については、事業主も拠出可能) ※拠出限度額あり
	加入可能要件(年齢)	厚生年金被保険者	【企業型】 厚生年金被保険者	【個人型(iDeCo)】 国民年金被保険者
給付の仕組み	支給開始時期の設定 受給開始時期の選択	60歳～70歳の規約で定める年齢到達時 又は50歳以上の退職時(規約に定めがある場合) ※規約で定めるところにより繰下げを申し出ることができる (繰り下げた場合の開始時期は規約で定める)	60歳～75歳の請求時 ※60歳未満の加入等の期間が10年に満たない場合は、その期間に応じた年齢以降で請求が可能	
	年齢到達前の中途引き出し	制限なし ※規約において、3年を超える加入者期間を中途引き出しの要件として定めてはならない	原則不可 ※資産額が少額であること等の要件を満たす場合は可能	
	受給の形態	年金か一時金かを受給権者が選択可能 (年金の場合の期間等は労使が選択)	年金か一時金かを受給権者が選択可能 (年金の場合の期間等は受給権者が選択)	

※1:「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の完全施行後の状況を記載している。

※2:国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者:60歳未満、②第2号被保険者:65歳未満、③第3号被保険者:60歳未満、④任意加入被保険者:保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっている。

DCの拠出限度額



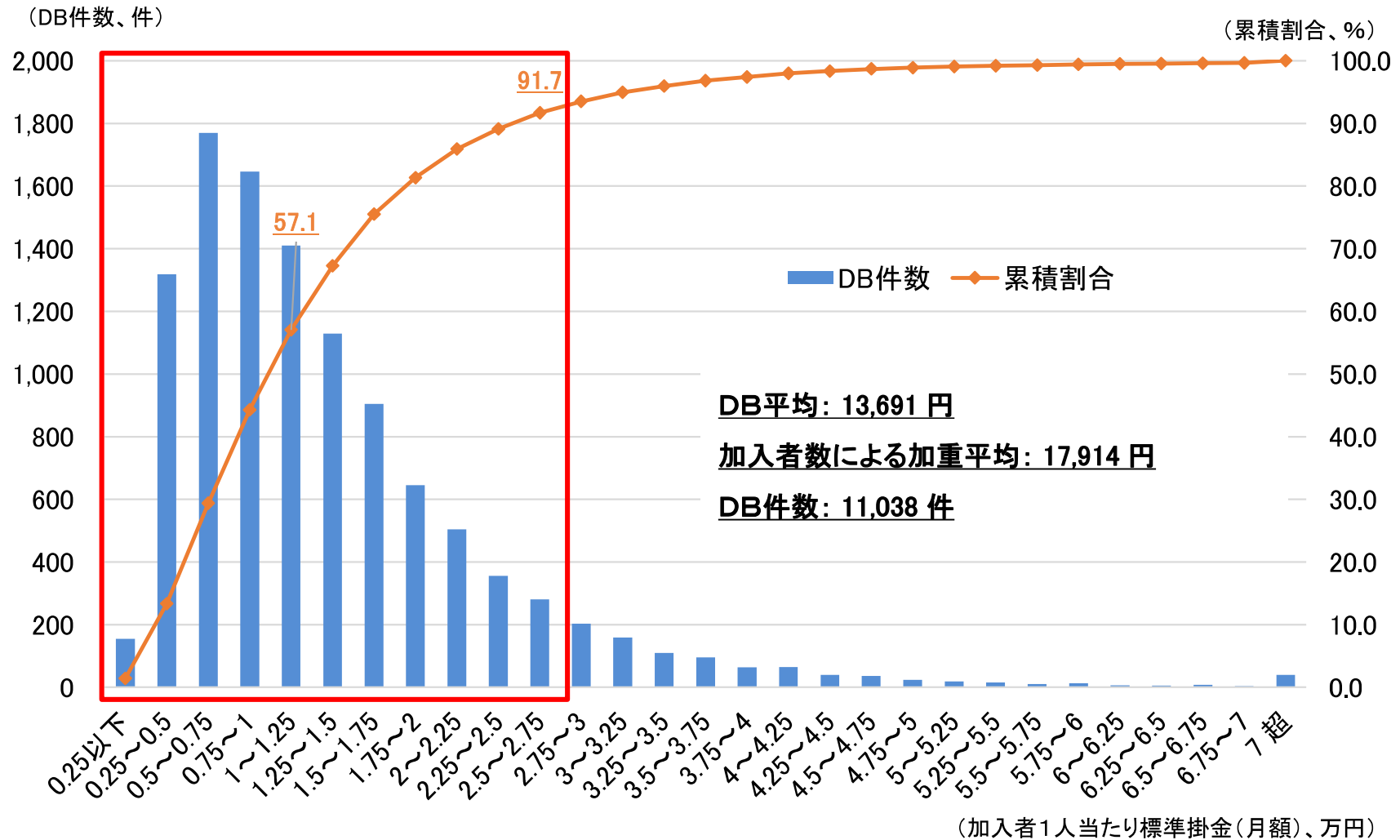
※ 企業型DC加入者の個人型DC加入の要件緩和後(2022(令和4)年10月施行)は、月額2.0万円(DB併用型は月額1.2万円)の範囲内で、かつ、企業型DCの事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。

※ マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。

※ DBには、年金払い退職給付を含む。

DBの掛金額の状況

- 企業型DCとDBを併せて実施する場合、DBに加入している者と加入していない者との間で不公平が生じないように、月額5.5万円からDBの掛金相当額を控除する必要があるというのが基本的考え方である。この控除するDBの掛金相当額について、現行は、制度創設当時の厚生年金基金(1583基金)の上乗せ部分の給付水準の単純平均から一律半額(現行月額2.75万円)としたものであるが、**現在の確定給付企業年金(DB)の掛金額(加入者1人当たりの標準掛金の金額)の実態は、全体的に低く、バラツキもある。**



※ 2015~2017(平成27~29)年度のDB事業報告書に基づき、3年間連続して標準掛金を拠出したDBを対象に集計。

※ 上図は、DBごとに事業年度中に支払った標準掛金総額を年度末時点の加入者数で除して加入者1人当たりの標準掛金を算出した上で、当該額の階級別にDB件数を計上したものの。

DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額の見直し

- 企業型DCの拠出限度額の算定に当たって、全てのDBの掛金相当額を一律に評価している現状を改め、企業型DCの拠出限度額は、**月額5.5万円からDBごとの掛金相当額を控除した額とする**ことで、公平できめ細かな算定方式とする。

	(現行)	(見直しの内容)
企業型DCのみを実施する場合	月額5.5万円	月額5.5万円から、DBごとの掛金相当額を控除した額
DBを併せて実施する場合	月額2.75万円	

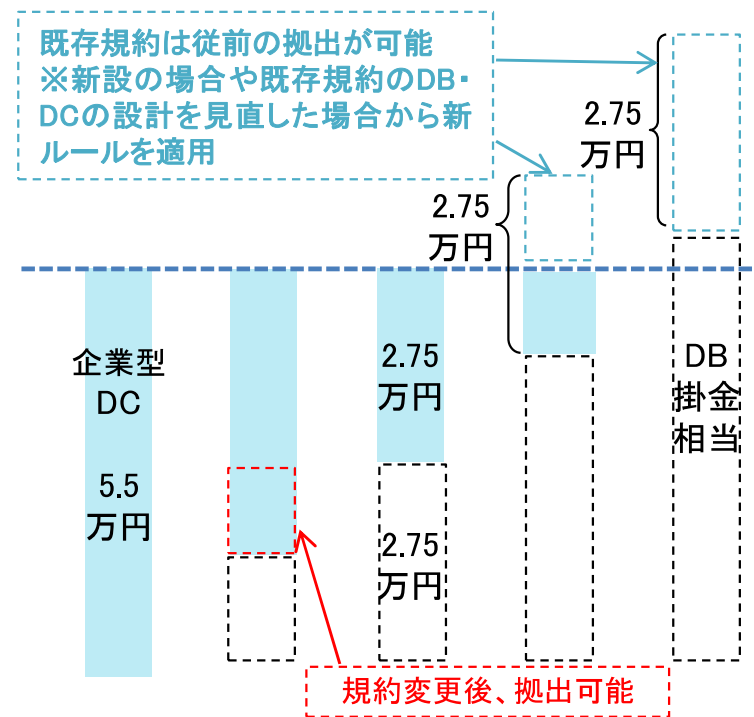
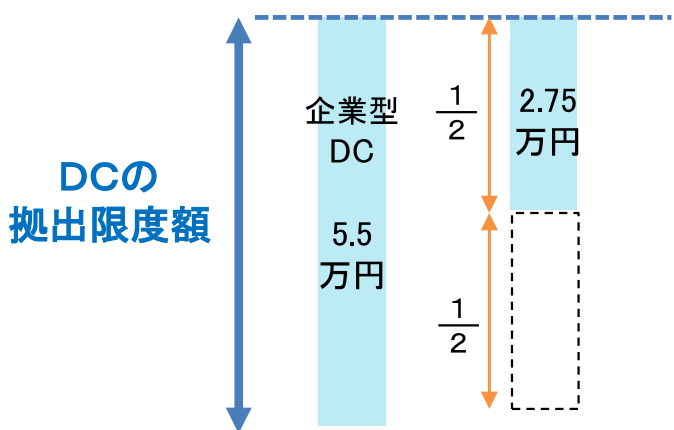
(※1) DBは給付建ての制度であり、DCの拠出限度額の算定に当たって使用するDBの掛金額(掛金相当額)は、DBの給付水準から、DCと比較可能な形で評価したもの。

(※2) DBを実施していなければ、控除する額は0円で、企業型DCの拠出限度額は現行どおり月額5.5万円。DBの掛金相当額が月額5.5万円を上回る場合は、DC拠出は不可。

- 制度の見直しに当たっては、既に現行制度下で承認を受けた規約に基づいて企業型DCを実施している企業があることから、**既存規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする経過措置を設ける**こととする(「月額5.5万円から、DBごとの掛金相当額を控除した額」が2.75万円を下回るときは、企業型DCの拠出限度額を2.75万円とする)。

【現行】 DBの給付水準(=掛金水準)にかかわらず、企業型DCの拠出限度額は一律2.75万円。

【見直しの内容】 DBの給付水準(=掛金水準)が低い場合は、DCで拠出できる額は大きくなり、DBの給付水準(=掛金水準)が高い場合は、DCで拠出できる額は小さくなる。



企業年金加入者の個人型DCの拠出限度額の見直し

○ 今回、全てのDBの掛金相当額を一律に評価している現状を改め、**DBごとに個別に評価することによって、企業年金(DB・企業型DC)に加入する第2号被保険者の個人型DCの拠出限度額について公平を図ることができる。**

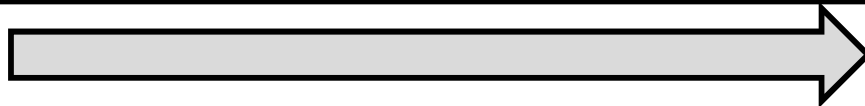
(※)企業型DCとは異なり、個人の自助努力である個人型DCの拠出限度額の見直しに当たっては、経過措置は設けない。施行日以降、企業型DCの事業主掛金とDBの掛金相当額を反映する(3.5万円を超えると個人型DCの拠出限度額は遡減し、5.5万円を超えると消失)。

○ この見直しは企業年金加入者間の公平を図るものであるが、企業年金のない第2号被保険者、第1号被保険者、第3号被保険者を含めて、**個人型DCの拠出限度額全般について、自助努力に対する支援の公平、企業年金のある者となない者の公平、企業年金の普及等の観点から、引き続き、新たな設定方法を検討していく必要がある。**

	(現行)	(見直しの内容)
①企業型DCのみに加入する者	月額2万円(ただし、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額5.5万円)	月額2万円(ただし、企業型DC・DBの事業主掛金額との合計が月額5.5万円)
②DBと企業型DCに加入する者	月額1.2万円(ただし、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額2.75万円)	
③DBのみに加入する者	月額1.2万円	

(※)見直し後の計算式 個人型DCの拠出限度額 = 月額5.5万円 - (企業型DCとDBの掛金額) ※上限2万円

【現行】



【見直しの内容】

①企業型DCのみを実施している場合

②企業型DCとDBを併せて実施している場合

③DBのみを実施している場合

①企業型DCのみを実施している場合

②企業型DCとDBを併せて実施している場合

③DBのみを実施している場合

個人型DC
月額2.0万円

企業型DC
月額5.5万円

個人型DC
月額1.2万円

企業型DC
月額2.75万円

DB(厚生年金基金、私学共済などを含む)
DBに拠出限度額は無い。DCの拠出限度額の算定に当たって、全てのDBの掛金相当額を月額2.75万円として評価。

個人型DC
月額1.2万円

個人型DC
月額2.0万円

企業型DC
企業型DCの事業主掛金が3.5万円を超えると、個人型DCの拠出限度額が遡減

個人型DC
月額2.0万円

企業型DC + DB
企業型DCの事業主掛金とDBの掛金相当額の合計が3.5万円を超えると、個人型DCの拠出限度額が遡減

個人型DC
月額2.0万円

DB
DBの掛金相当額が3.5万円を超えると、個人型DCの拠出限度額が遡減

※ 企業年金(企業型DC・DB)の加入者は、月額2.0万円の範囲内で、かつ、事業主掛金額(企業型DCとDBの掛金額)との合計が拠出限度額(月額5.5万円)の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。
 ※ マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が企業型DCの拠出限度額(月額5.5万円からDBの掛金相当額を控除した額)の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。
 ※ DBには、年金払い退職給付を含む。
 ※ DBは給付建での制度であり、DCの拠出限度額の算定に当たって使用するDBの掛金額(掛金相当額)は、DBの給付水準から、DCと比較可能な形で評価したもの。

Ⅱ 年金事業運営関係

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

年金制度における新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 国民年金保険料免除の特例

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少し、当年中の見込み所得が国民年金保険料の免除基準に該当する方について、本人の申告による簡易・迅速な手続によって、国民年金保険料の免除等が可能。
- 令和2年11月末時点での国民年金保険料の免除等の特例の承認件数は230,335件。

(2) 厚生年金保険料等の納付猶予の特例

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上の減少があり、一時に納付を行うことが困難な事業主の方について、延滞金なしで、1年間、厚生年金保険料等(※)の納付を猶予することが可能。(税制における措置と同様の措置。)

(※)令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象。

- 11月27日時点での厚生年金保険料等の納付猶予特例の許可事業所数は87,994事業所(受付事業所数は92,069事業所)、猶予金額は約6,700億円。
- 納付猶予の特例終了後においても厚生年金保険料等の納付が困難な場合には、従来から設けられている厚生年金保険料等の猶予の仕組みを活用し、事業所の状況を十分に伺って丁寧に対応。

(3) 厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定

- 事業主から、以下の①～③のいずれにも該当する者について、休業により特に報酬に著しく低下が生じた者として届出があった場合には、当該休業により報酬が特に著しく低下を生じた月(急減月(1ヶ月))に受けた報酬の総額を基礎として、その月の翌月から標準報酬月額を改定できる特例を設けた。

① 事業主が新型コロナウイルス感染症の影響により休業をさせたことにより、急減月が生じた者(時間単位を含む)であること

(例:休業手当、休業支援金の対象者等を想定)

② 急減月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、既に設定されている標準報酬月額に比べて、2等級以上低下した者であること

③ 本特例措置による改定に本人が書面で同意していること

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除の特例について

- 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や事業の休廃止に至らない場合でも、主たる収入源を喪失すること等に伴う所得急減により、失業等に準じる場合が多くあることが想定される。
- このため、新型コロナウイルス感染症の動向等を踏まえ、感染症の拡大防止の観点に加え、今般の経済社会全般に重大な影響が及んでいる等の特別の状況に鑑み、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）も踏まえ、臨時特例の時限的措置として、本人の申告所得等をベースにした簡易かつ迅速な手続によって、国民年金保険料の免除等の申請及び適用を行うことができる措置を講ずる。（令和2年5月1日受付開始）

1 要件

以下の①及び②のいずれにも該当すること。

- ① 感染症の影響による収入の減少
 - ・ 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務（業務委託契約等を含む。）が失われるなどにより収入が減少したこと。
- ② 収入の減少により相当程度まで所得低下の見込みがあること
 - ・ ①の収入の減少により、令和2年2月以降の所得等の状況からみて、当年中の所得の見込み等が、国民年金保険料の全額免除、一部免除、納付猶予及び学生納付特例に該当する水準になることが見込まれること。

※令和2年2月以降の任意の月における収入額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除して推計するなどにより行う。

※上記に該当する場合、国民年金法施行規則第77条の7第4号に規定する失業等に準ずるものとして全部免除、一部免除等をそれぞれ適用。

2 確認方法

- 「収入減少の理由」「減収後の当年中の所得の見込み」について、様式により簡易な申立を行う。
- 本人の申告をベースに判定を行うものとし、所得申立書以外の添付書類は原則不要とする。

※ 申立書に、事後に、業務帳簿等、当該申告に係る所得見込額を明らかにする書類を確認する場合があるので、2年間は保管する旨明示。

（例：令和2年2月以降の任意の1か月分の契約解除通知書等の写し（所得見込額等が分かるもの）、事業所の業務帳簿（事業収入欄等）の写し、給与明細書）

3 免除の適用期間等

- 本特例手続きによる免除は、令和2年2月分から令和3年6月分まで適用
 - ※学特は令和2年2月分から令和3年3月分に適用
- 令和2年7月分からの令和2年度免除サイクルについては、他の被保険者の免除申請と同様、改めて申請が必要。

※本特例の終期については別途通知するまでの間の期間とする。

厚生年金保険料等の納付猶予の特例について

猶予（特例）の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方には、申請により、厚生年金保険料等の納付を、1年間猶予することが可能。
- この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金も免除。

対象となる事業所

以下の①、②のいずれも満たす事業所が対象。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ② 厚生年金保険料等を一時に納付することが困難であること

対象となる厚生年金保険料等

- 令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等（令和2年1月分から令和2年12月分まで）が対象。

申請方法

- 「納付の猶予（特例）申請書」を管轄の年金事務所に提出する。（郵送で申請可能）

※ 申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロード可能。

※ 国税、地方税、労働保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、その際の申請書と許可通知書の写しも合わせて提出することにより、申請書の一部記載が省略可能。

- 指定期限までの申請が必要。

※ 「指定期限」は毎月の納期限からおおよそ25日後。月々の「指定期限」については、納期限までに保険料の納付がない場合に送付される「督促状」に記載される。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴う標準報酬月額の特例改定の延長について

今般の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴う自粛要請等を契機として、休業に伴い所得が急減する被保険者が相当数生じている等の特別の状況に鑑み、令和2年4～12月に休業による所得の急減があった者について、通常の随時改定によって算定した額によらず、より速やかに、現状に適合した形で標準報酬月額を改定するための特例措置を講じたところ。

現下の感染状況等を踏まえて、**令和3年1～3月**に休業による所得の急減があった者についても同様の特例措置を講ずることとする。

1 概要

事業主から、以下の①～③のいずれにも該当する者について、休業により特に報酬に著しく低下が生じた者として届出があった場合には、当該休業により報酬が特に著しく低下を生じた月（急減月（1か月）（※1））に**受けた報酬の総額を基礎**として、その月の翌月から標準報酬月額を改定できる特例（※2・3）を設ける。

- ① 事業主が休業をさせたことにより急減月が生じた者（時間単位を含む。）であること（例：休業手当、休業支援金の対象者等を想定）
- ② 急減月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて、**2等級以上低下**した者であること
- ③ 本特例措置による**改定に本人が書面で同意**していること

※1 急減月は、**令和2年4月～令和3年3月の間**

※2 本特例措置においては、固定的賃金（日給等の基礎単価）の変動を伴わない場合も対象に含む。

※3 令和2年8月～令和3年3月を急減月として特例措置による改定を受けた場合、休業が回復した月に受けた報酬の総額が2等級以上上昇したときには、届出を求め、固定的賃金の変動に関わりなく、当該報酬の総額に基づきその翌月から標準報酬月額の改定を行う。

※4 このほか、令和2年4月又は5月を急減月として特例改定を受けており、8月の報酬が定時決定で算定される標準報酬より2等級以上低い者について、8月の報酬を基礎として決定する特例も実施。

2 必要書類等

- ①の届書に②の申立書を添えて提出。
 - ① 被保険者報酬月額変更届（特例改定用）
 - ② 以下の内容などを記載した申立書
 - (1) 1の対象者の要件に該当していることを確認した旨
 - (2) 被保険者本人の同意（書面）を得ている旨 等
- 他の添付書類は不要とするが、後日、届出や申立の内容を確認する必要があるため、**届出等の内容を確認できる書類の保存**を求める（届出日から2年間）

（例：休業命令等が確認できる書類、出勤簿、賃金台帳、本人の同意書等）

3 受付の期間等

- 今回の延長分（令和3年1～3月の急減）については、令和3年1月25日から受付開始。受付期限は、令和3年5月末。

【その他留意点】

※ 令和2年8月～令和3年3月を急減月として1度本特例措置による改定を行った場合は、令和2年8月～令和3年3月の間においてその後報酬に変動があっても、**再度の特例措置の届出はできない。**

※ 健康保険組合についても同様の対応を要請する。

2. 年金分野における押印の見直しについて

年金分野における押印の見直しについて

1. 厚生労働省の対応状況

- 令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（注：「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行うこととされた。
- これを踏まえ、国民や事業主等に対して、押印又は署名を求めている手続について、当該押印等を不要とするため、「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）が令和2年12月25日に公布、同日施行された。
- これにより、厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）等の様式中、**国民又は事業主等の押印欄が削除**されたほか、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）等の**押印又は署名を求める規定が削除**された。

2. 年金局の対応状況

- 「国民年金被保険者関係届書（申出書）」や「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」、各種「年金請求書」などの**請求者等の押印については、原則、廃止**。その他の印の取扱いは以下のとおり。

印の種類	取扱い
「診断書」や「受診状況等証明書」等の医師の印	押印欄廃止。
「年金請求書」や「資格取得届」等の社会保険労務士の提出代行者印	押印欄廃止。
「年金請求書」や「未支給年金・未支払給付請求書」等の金融機関の証明印	様式に記載されている「印」の表示は廃止。
委任状の本人印	押印欄廃止。

- 市町村窓口においては以下についてご留意いただきたい。

(1) 国民年金被保険者に関する届出について

届書	取扱い
「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」「国民年金保険料口座振替辞退申出書」の金融機関へのお届け印	「金融機関へのお届け印」への 押印は引き続き必要 。
「国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書」の「クレジットカード名義人氏名」欄の自署	「クレジットカード名義人氏名」欄の 自署は引き続き必要 。

2. 年金局の対応状況

(2) 年金の請求等に関する届書について

届書	取扱い
「生計維持の申し立て」や「初診日に関する第三者からの申立書」などの第三者による証明・申立印	押印を廃止し、電話番号欄を新設。
「公的年金等の受給者の扶養親族申告書」の申請者印	引き続き、 申請者の押印は必要 （これまで同様に、 本人が自署した場合は押印省略可 ）。

(3) 市区町村長証明印欄の取扱い

所得状況届の**市区町村長の証明印欄は、現時点では、引き続き求める。**

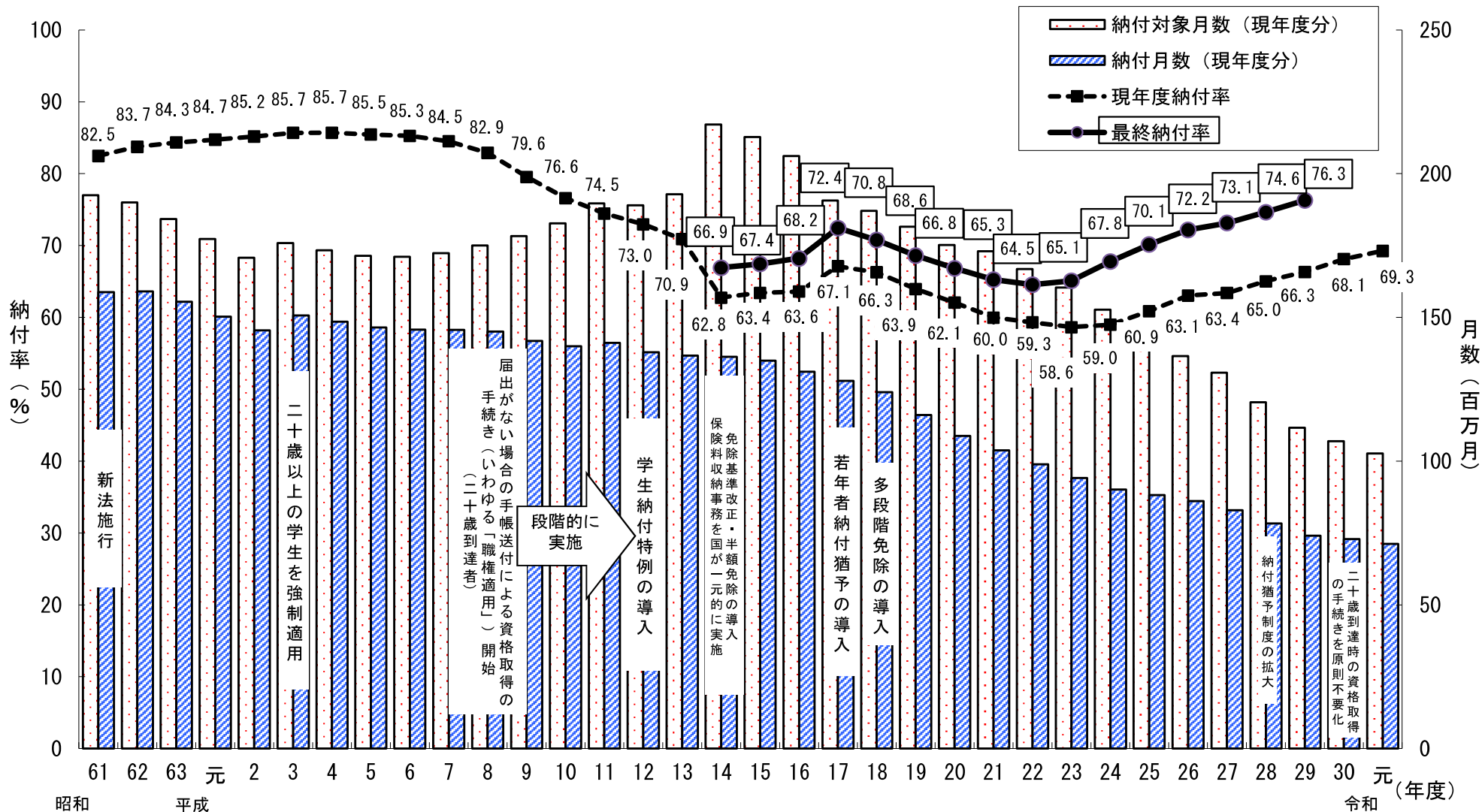
3. 届出様式の取扱い

- 届出様式は、押印欄の廃止等の見直しを行い、段階的に変更する予定（旧様式（押印欄があるもの）も引き続き使用可能）。主な届出様式（※）の使用開始時期は、令和3年4月を予定。
 - ※ 国民年金被保険者関係届出書（申出書）、国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料学生納付特例申請書、国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書、国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書、年金請求書、国民年金死亡一時金請求書、未支給年金・未支払給付請求書および受給権者死亡届（報告書）等
- 日本年金機構では、旧様式（押印欄があるもの）により被保険者等から押印がない届書の提出があった場合、**当該届書は有効なものとして取り扱い、そのことのみを理由として当該届書をお客様に返戻しない取扱い**としている。
- **新旧様式を問わず、お客様が自発的に押印されていることに対し「押印不要」として不備返戻する必要はない。**

3. 国民年金保険料の収納対策について

国民年金保険料の収納対策等について

- 国民年金保険料の納付率については、この数年上昇。
- 令和2年度においては、平成30年度分保険料の最終納付率を平成30年度現年度納付率から8.0ポイント程度以上、現年度納付率を前年度実績から1.0ポイント程度以上の伸び幅を確保することを目標としている。
- 各市町村におかれても、口座振替等の申出受理や申請免除該当者への案内状送付など、納付率の向上に向けた取組へのご協力をいただきたい。



(注) 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

4. 国民年金事務費交付金について

国民年金等事務取扱交付金について

1. 国民年金等事務取扱交付金について(参考1、2、3、4、5)

(1) 予算措置について

国民年金等事務取扱交付金のうち基礎年金等事務費については、令和元年度に全市町村を対象として厚生労働省及び総務省の二省合同で、市町村の実態に即した費用等を把握することを目的として、実態調査を実施し、その調査結果を令和2年度予算から反映し、積算している。

(2) 令和3年度予算案について

- ・法定受託事務のうち基礎年金等事務取扱費については、各市町村の免除者数・受給権者数・被保険者数に基づく算定を行ったうえで、人事院勧告を加味している。
- ・協力連携事務については、事業実績を考慮するとともに、平成30年及び令和2年税制改正に伴う国民年金システムの改修に必要な経費を計上している。

(3) その他

内閣府にて取りまとめられた令和2年地方分権改革に関する提案において、協力連携事務である相談業務に係る相談件数の把握が市町村の事務負担となっているため算定事務の簡略化を求める旨の提案を受けたことから、令和2年11月27日付で市町村あてに相談業務に係る算定事務の負担軽減に資する効率的な件数把握の取組例について周知を行った。

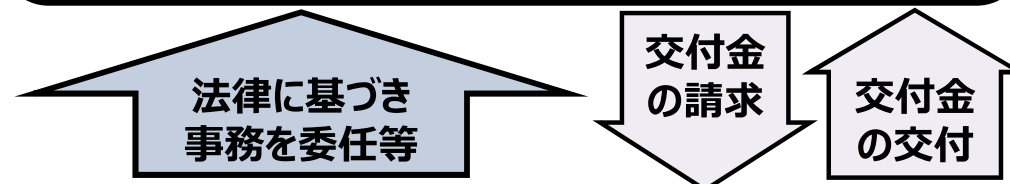
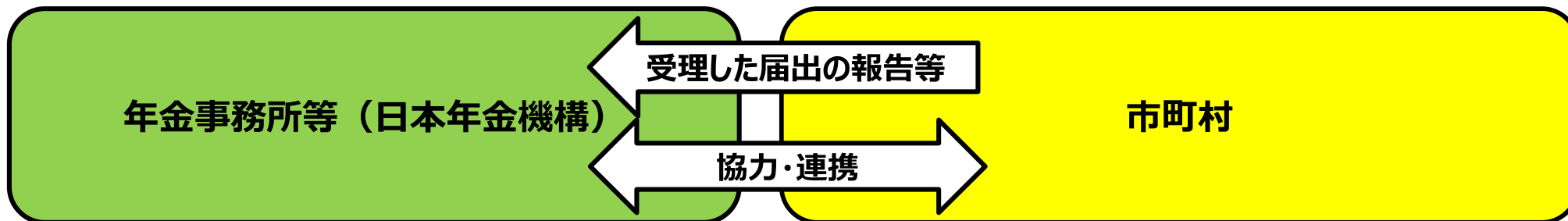
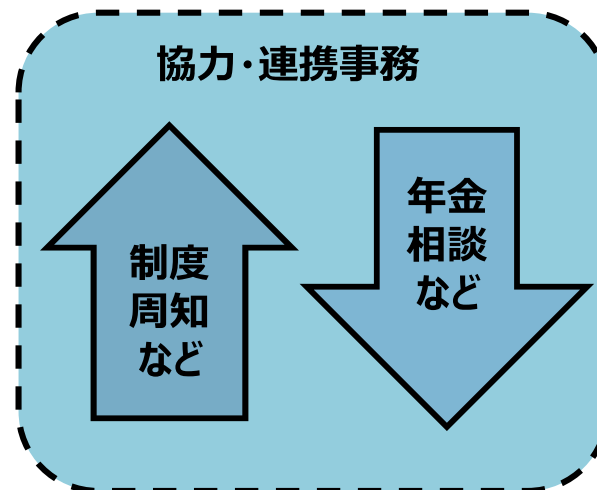
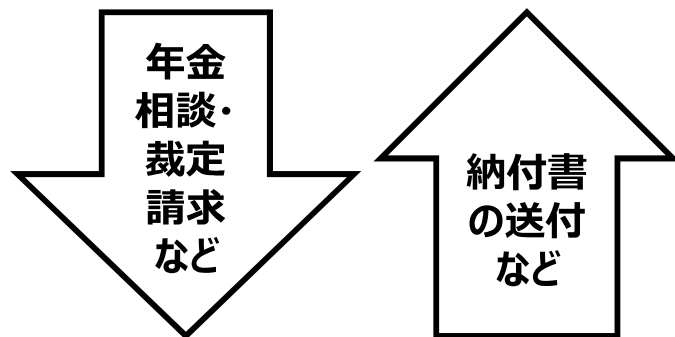
(単位:億円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(案)
法定受託事務	215	205	242	246
協力連携事務	70	69	75	68
合 計	285	275	316	314

(四捨五入により、法定受託事務と協力連携事務の合計に相違あり)

(参考1) 国民年金事務に関する年金事務所等と市町村との関わり

被保険者等



厚生労働省 (年金局・地方厚生 (支) 局)

(参考2) 国民年金等事務取扱交付金 (概要)

(1) 市町村の法定受託事務に対する交付

- 基礎年金及び福祉年金、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行っている。
- 法定受託事務に必要な費用は、国が交付することとされている。

基礎年金等事務取扱費

福祉年金事務取扱費

特別障害給付金事務取扱費

◇ 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）（抄）
（事務費の交付）

第八十六条 政府は、政令の定めるところにより、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。

- 政令において、市町村の基礎年金等事務を適用等事務、給付事務、免除事務の3区分に分類し、それぞれの事務の単価に被保険者数等を乗じて得た額を合計した額とするよう規定している。
- 基礎年金等事務費交付金及び福祉年金事務費交付金については、政令において基礎年金事務と福祉年金事務のそれぞれの実施に要する人件費に対応する部分と物件費に対応する部分に分け、これらの部分の市町村毎の算定方法を省令において規定している。

(2) 国民年金事務に係る市町村の協力・連携に対する交付

- 法定受託事務に付随する事務や相談等について、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い、国と市町村の協力・連携のもとに実施している。
- 協力・連携に必要な経費については、国が交付している。

協力・連携に要する交付金

(参考3) 国民年金等事務取扱交付金の算定方法

- 基礎年金等及び福祉年金に係る事務取扱費並びに特別障害給付金事務取扱費の額は、政令において、当該年度の算定に当たっての基準額及び各市町村における算定に当たっての基本的な考え方を規定している。
- 具体的には、交付金の総額については、被保険者・受給権者・保険料免除者1人当たりの費用を定め、それぞれを基準額とし、全国の被保険者・受給権者・保険料免除者を乗じたものを合算し算定する。
- 基礎年金等及び福祉年金に係る事務取扱費については、政令において人件費と物件費に分け、これらの各市町村への交付額の算定方法を省令において規定しており、協力・連携に係る費用については、交付要綱において算定方法を定めている。また、各市町村への交付額は、算定額と現に要した費用のいずれか低い額としている。
- なお、毎年、市町村に事務取扱費の執行状況等に関する決算報告を求め、地方厚生（支）局において決算審査を行っている。

【法定受託事務の算定方法】

○ 基礎年金等事務取扱費

・ 人件費	①被保険者1人当たり基準額	×	各市町村の被保険者数	の合計額
	②受給権者1人当たり基準額	×	各市町村の受給権者数	
	③保険料免除者1人当たり基準額	×	各市町村の保険料免除者数	
・ 物件費	①被保険者1人当たり基準額	×	各市町村の被保険者数	の合計額
	②受給権者1人当たり基準額	×	各市町村の受給権者数	
	③保険料免除者1人当たり基準額	×	各市町村の保険料免除者数	

○ 福祉年金事務取扱費、特別障害給付金事務取扱費

・ 人件費	受給権者1人当たりの事務費	×	受給権者数
・ 物件費	受給権者1人当たりの事務費	×	受給権者数

【市町村との協力・連携の主な事項の算定方法】

- 資格取得時の納付督促・口座振替・クレジットカード納付、前納の促進
 - ・ 納付督促の件数（資格取得届、氏名変更届、住所変更届受理時） × 単価
 - ・ 口座振替申出受理・クレジットカード納付申出受理・前納申出受理件数 × 単価
- 保険料納付督促及び制度周知に関する広報記事の市町村広報誌への掲載
 - ・ 当該記事の掲載に要した費用の額
- 市町村において行われる相談業務
 - ・ 来訪、電話及び文書による相談の件数 × 単価
- 特別事情分

(参考 4) 法定受託事務の主な内容

事務の内容	根拠条文
1. 被保険者（第2・3号被保険者を除く。）の資格の取得・喪失，種別の変更，氏名・住所の変更等に関する届出を受理し，その届出に係る事実を審査（※1）するとともに，厚生労働大臣（※2）に報告すること。	【国法12①・105，国令1の2】
2. 任意加入（高齢任意加入を含む。以下同じ。）及び資格喪失の申出を受理し，申出に係る事実を審査（※1）するとともに，厚生労働大臣（※2）に報告すること。	【国法附則5，改正法附則（平6）11①⑤・（平16）23，国令1の2】
3. 年金手帳の再交付申請書を受理し，厚生労働大臣（※2）に報告すること。	【国令1の2】
4. 保険料の全額，3/4，1/2，1/4の免除，学生納付特例，納付猶予，産前産後免除の申請を受理し，申請に係る事実を審査（※1）するとともに，厚生労働大臣（※2）に報告すること。	【国法88の2・90・90の2・90の3・改正法附則（平16）19，国令1の2】
5. 付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し，申出に係る事実を審査（※1）するとともに，厚生労働大臣（※2）に報告すること。	【国法87の2，国令1の2】
6. 受給権者からの第1号被保険者期間（任意加入期間を含む）のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し，申請等に係る事実を審査（※1）するとともに，厚生労働大臣（※2）に報告すること。	【国法16，国令1の2】
7. 第1号被保険者（任意加入及び高齢任意加入含む）及び老齢基礎年金を除く基礎年金等の受給権者の死亡に関する届出書を受理し，届出に係る事実を審査（※1）すること。	【国法105，国令1の2】

※1 市町村が行う事実の審査とは，市町村の保有する公簿（戸籍，住民票，市町村民税課税台帳等）により，住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。

※2 国民年金法の規定に基づき，厚生労働大臣から日本年金機構に事務が委任されている。

(参考5) 市町村との協力・連携事務の主な内容

市町村との協力・連携について

- ◆ 地方分権一括法による国民年金事務の見直しの際に法定受託事務と整理されなかった資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等について、被保険者に対するサービス低下を来たさぬよう、国と市町村との協力・連携のもとに実施している。
- ◆ この協力・連携に必要な費用についても、必要な財政措置を行っている。

協力・連携の状況（令和元年度）

1 資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進	
(1) 納付督促（資格取得届、氏名変更届、住所変更届）	(1, 706市町村)
(2) 口座振替申出受理・クレジットカード納付申出受理、前納申出受理	(1, 581市町村)
2 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載	(1, 590市町村)
3 市町村において行われる相談業務	(1, 686市町村)
4 各種情報提供	
(1) 所得情報の提供（紙）	(169市町村)
(2) 所得情報の提供（磁気媒体）	(1, 631市町村)
(3) 電話番号の情報提供	(1, 023市町村)
(4) その他の情報提供	(1, 593市町村)
(5) 法定受託事務以外の申請書等回付	(1, 273市町村)
(6) 情報提供に必要なシステム開発	(1市町村)
5 障害者手帳交付者への障害年金周知	(866市町村)
6 その他地域の実情を踏まえた協力	
(1) 申請免除該当者への案内状送付	(113市町村)
(2) 窓口装置を利用したきめ細やかな年金相談	(243市町村)
(3) ねんきんネットの情報の提供	(105市町村)

※ () 内は、1, 741市町村（特別区を含む）のうち、当該事項について協力のあった市町村数

5. 国民年金システムの標準化について

国民年金システムの標準化について

■市町村国民年金事務システムの標準化

デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）において「児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理に係る業務支援システムについても、2022年（令和4年）夏までに標準仕様書を作成する。」と明記されており、市町村国民年金事務に係るシステムについて、令和4年夏までの標準仕様書作成が必須となっている。

これに伴い、標準仕様書の作成に先立ち、市町村国民年金事務システムの利用状況に係る調査事業を令和3年度に実施する。

また上記とあわせて、市町村における国民年金事務費交付金の申請事務の効率化を図るために必要なポータルシステムの開発についても検討している。これに先立つ各種調査を、市町村国民年金事務システム標準化に係る調査事業の一環として実施する予定であり、各市町村の協力をお願いしたい。

■市町村への影響

①調査事業の実施

令和3年5月～6月ごろまでを目標に、市町村国民年金事務システムの利用状況等に係る調査、ヒアリングを実施する。書面による調査は全国の市町村のうち60件～100件程度、ヒアリングは書面調査を行った市町村から30～50件程度を選出して実施する予定。

②標準仕様書に係る意見照会

調査内容を踏まえて令和3年度中に標準仕様書（案）を作成するため、令和4年1月～4月ごろにかけて、市町村やシステム開発ベンダ、有識者等に標準仕様書の内容について意見照会を実施する予定。

6. 国民年金第1号被保険者に係る 申請・届出のオンライン化について

国民年金第1号被保険者に係る申請・届出のオンライン化について

1. 現行の事務

国民年金第1号被保険者に係る申請・届出の受理等の事務については、法定受託事務※として市区町村において行われており、市区町村は申請書等の内容を確認後、日本年金機構に申請書の回付等を行っている。

※第1号被保険者の資格の取得・喪失、種別の変更等に関する届出、国民年金保険料免除・納付猶予の申請、学生納付特例の申請等

2. 地方分権改革に関する提案事項

令和2年度に、「国民年金第1号被保険者に係る申請・届出のオンライン化」が提案され、この提案を踏まえ、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定)において、「国民年金第1号被保険者に係る申請及び届出については、オンライン化に向けて検討を行い、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされた。

3. デジタルガバメント実行計画

「デジタルガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、「国民年金保険料の免除・猶予申請について、「現状、書面のみで行われているが、記録管理・基礎年金番号管理システム及びマイナポータルを改修し、2022年度(令和4年度)までに、オンラインによる申請を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。オンラインによる申請における本人確認の方法については、マイナンバーカードの公的個人認証機能を活用する。」とされた

➡ これらの方針に基づき、国民年金保険料の免除・猶予申請をはじめとする国民年金第1号被保険者に係る申請等のオンライン化について、関係機関と連携をして検討を進める。

7. 障害年金における初診日証明方法の 周知について

障害年金における初診日証明方法の周知について

- 障害年金では、障害の原因となる傷病が発生する前に、年金保険料を一定期間納付していること等を支給要件としていることから、傷病の初診日を特定するために、初診日証明書類の提出を求めています。
- この障害年金における初診日の確認は、通常、初診時の医療機関の証明により行いますが、過去に遡及して障害年金を請求する場合などは、初診時の医療機関の証明を得ることが難しい場合があります。
このような場合に対応できるよう、初診日証明に係る運用の柔軟化を図っており、第三者証明書類と初診日についての参考資料を提出し、初診日を合理的に推定できる場合は、初診日認定を行えることとしているところです。
- 一方、こうした初診日証明に係る運用の柔軟化については、障害年金請求者に十分知られておらず、障害年金の円滑な請求につながっていない場合があることから、以下の事項の実施にご協力いただけるよう、管内市区町村に対して周知をお願いいたします。

【市区町村において実施いただきたい事項】

各市区町村の国民年金所管部局及び障害福祉所管部局の窓口にて、障害年金の初診日証明方法の周知に係る広報用チラシ（次ページ）を備え付け、障害年金の請求を検討されている住民に対して、チラシの配布や年金事務所・市区町村の国民年金所管部局へのご案内等を行っていただくこと。

【留意事項】

広報用チラシ（次ページ）は、日本年金機構ホームページの以下のURLに掲載したものを印刷する形で活用いただきたいこと。また、白黒印刷で活用していただき差し支えないこと。なお、広報用チラシは、管内年金事務所から提供することも可能なため、希望する場合は、管内年金事務所に連絡を行っていただきたいこと。

（トップページ > 年金の制度・手続き > パンフレット > 年金の給付に関するもの（障害年金関係））

<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kyufu.files/02-09.pdf>

広報用チラシ（障害年金の初診日証明方法について）

【チラシ表面】

初診日の確認

- 初診日の確認は、初診時の医療機関の証明により行います。
- 初診時の医療機関の証明が添付できない場合であっても、初診日を合理的に推定できるような一定の書類により、本人が申し立てた日を初診日と確認することができます。

初診時の医療機関による証明がない場合の取扱い

第三者が証明できる場合

隣人、友人、民生委員などの第三者が見たり聞いたりした初診日の頃の受診状況を証明できる場合は、この第三者証明書類と本人申立ての初診日についての参考資料により、本人の申し立てた初診日を確認します。

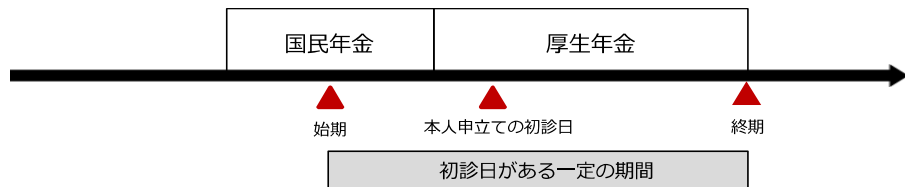
第三者証明書類 + 本人申立ての初診日についての参考資料 が必要です。

※原則として、複数の第三者による証明が必要

初診日が一定の期間内にあると確認できる場合

参考資料により初診日が一定の期間内にあると確認された場合で、この期間について継続して障害年金を受けるための保険料納付要件を満たしているときは、一定の期間の始期と終期を示す参考資料及び本人申立ての初診日についての参考資料により、審査の上、本人の申し立てた初診日を確認します。

（具体例）一定の期間内に、異なる年金制度に加入している場合（例：国民年金と厚生年金）



一定の期間の始期と終期を示す参考資料 + 本人申立ての初診日についての参考資料 が必要です。

○本人申立ての初診日についての参考資料の例

身体障害者手帳等の申請時の診断書、生命保険・損害保険・労災保険の給付申請時の診断書、交通事故証明書、インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー、健康保険の給付記録

○一定の期間の始期に関する参考資料の例

就職時に提出した診断書、人間ドックの結果（発病していないことが確認できる資料）、職場の人間関係が起因となった精神疾患であることを明らかにする医学的資料及び就職の時期を証明する資料

○一定の期間の終期に関する参考資料の例

2番目以降に受診した医療機関による証明、障害者手帳の交付時期に関する資料

【チラシ裏面】

20歳前に初診日がある方へ

初診日を証明する手続きを簡素化できます

次の（1）及び（2）を満たしている場合には、初診日を具体的に特定しなくとも、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。

（1）**2番目以降に受診した医療機関の受診日から、障害認定日が20歳到達日以前であることが確認できる場合** ※以下の①又は②が該当します。

① 2番目以降に受診した医療機関の受診日が、18歳6カ月前である場合

障害認定日は原則として初診日から1年6カ月をすぎた日となるため、2番目以降の医療機関の受診日が18歳6カ月前にあることが必要です。

② 2番目以降に受診した医療機関の受診日が18歳6カ月～20歳到達日以前にあり、20歳到達日以前に、その障害の原因となった病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）

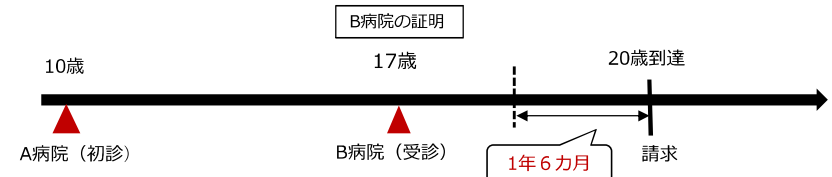
症状が固定した日が障害認定日となるため、2番目以降に受診した医療機関の受診日が18歳6カ月より後であってもかまいません。

（2）**その受診日前に厚生年金の加入期間がない場合**

（具体例）

初診が10歳時のA病院の場合でも、17歳で受診したB病院の証明がある場合、障害認定日は20歳到達日以前であることが確認できるため、A病院の証明は不要です。

（B病院の受診前に厚生年金加入期間がない場合）



「病歴・就労状況等申立書」の記入も簡素化できます（令和2年10月～）

20歳前に初診日がある方のうち、以下の①・②に該当する場合は、「病歴・就労状況等申立書」の病歴状況の記入を簡素化できます。

① 生来性の知的障害の場合は、特に大きな変化が生じた場合を中心に、出生時から現在までの状況を一括してまとめて記入することが可能です。

② 上記の初診日証明手続きの簡素化を行った場合は、発病から証明書発行医療機関（上記例ではB病院）の受診日までの経過を一括してまとめて記入することが可能です。

※ なお、証明書発行医療機関（上記例ではB病院）の受診日以降の経過は、通常どおり、受診医療機関等ごとに、各欄に記載を行うことが必要です。

8. 公的年金分野でのマイナンバー利用について

年金分野でのマイナンバー制度の利用及び情報連携について



- 年金業務においては、マイナンバーの「**利用**」として、以下について既に実施。
 - ・相談・照会業務におけるマイナンバーの活用
 - ・各種届書への原則マイナンバーの記載
 - ・マイナンバーを基にしたJ-LIS照会による氏名・住所変更届の省略
- マイナンバーを活用した「**情報連携**」については、以下について令和元年度から順次実施。
 - ・添付書類の省略 …… 年金の裁定請求時等に住民票の写し、所得証明書等の添付を省略
 - ・照会業務の簡素化 …… 年金の保険料未納者の所得情報などを一括して地方公共団体等に照会
 - ・年金関係情報の提供 …… 地方公共団体等に対し、年金関係情報等をオンラインで提供
(他制度での要件確認等の実務で活用)
- 国民年金保険料の継続免除審査事務について、令和3年度以降に本格運用の実施を検討。

平成28年度	29.1	相談・照会業務におけるマイナンバーの利用開始
平成29年度	29.11	情報連携を可能とする政令の制定
	30.3～	原則マイナンバーによる各種届書の提出の開始 マイナンバーを基にしたJ-LIS照会による氏名変更届等の諸変更届省略
平成30年度	31.1/16	情報連携開始に向けたスケジュールの公表
	31.1～3	情報連携開始に向けた準備（地方公共団体とのテスト、事務説明会等）
令和元年度	31.4/15	試行運用開始※（機構から地方自治体等への照会）
	元.6/17	試行運用開始※（地方自治体等から機構への照会）
	元.7/1	本格運用開始※※（機構から地方自治体等への照会）
	元.10/30	本格運用開始※※（地方自治体等から機構への照会）

※ 試行運用期間中においては、届書等の提出時に引き続き添付書類等を求めた上で、情報連携も併せて実施し、添付書類等の情報と突合せを行う。
添付書類の省略等のメリットは、本格運用への移行後に生じる。 ※※ 順次本格運用に移行する。

年金局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
I 年金制度関係(P2~26)				
1. 年金制度の概況(P3~4)	総務課	企画係	筈谷	3316
2. 年金制度改正について(P5~20)	総務課	企画係	筈谷	3316
3. DCの拠出限度額の見直しについて(P21~26)	企業年金・個人年金課	企画係	佐藤	3329
II 年金事業運営関係(P27~53)				
1. 新型コロナウイルス感染症対策について(P28~32)	事業管理課	企画係	若山	3663
2. 年金分野における押印の見直しについて(P33~35)	事業管理課	法令係	北田	3667
3. 国民年金保険料の収納対策について(P36~37)	事業管理課	収納対策・交付金係	鈴木	3661
4. 国民年金事務費交付金について(P38~44)	事業管理課	収納対策・交付金係	鈴木	3661
5. 国民年金システムの標準化について(P45~46)	事業管理課	収納対策・交付金係	鈴木	3661
6. 国民年金第1号被保険者に係る申請・届出のオンライン化について(P47~48)	事業管理課	国民年金管理係	鈴木	3661
7. 障害年金における初診日証明方法の周知について(P49~51)	事業管理課	障害給付係	本山	3593
8. 公的年金分野でのマイナンバー利用について(P52~53)	事業企画課	企画係	橘	3580